

年少労働の問題を探る



労働省婦人少年局編

年少労働の問題を探る

女性労働協会
氏寄贈

労働省婦人少年局

は し が き

本書は、日本労政協会発行の「週間労働」紙上に、昨年九月来から本年五月までの期間に亘つて登載した「年少労働の問題を探る」をもとにしてこれに一部修正を加え、とりまとめたものです。

従来、労働基準法のなじまなかつた商店等の中小企業では、近時、従業員問題に対して著しい関心を示しはじめ、週休制、一斉休業の実施など労働条件の改善向上と併行し広く福祉活動の面にも活発な動きをみせてきました。

とりわけ、明日の産業人として育っている年少労働者の問題は、なかでも重要な役割をもつものと考えられます。そこで、婦人少年局では、これら年少労働者の健全な育成のため、昨年五月末「年少労働者福祉増進実施要領」を策定し、年少者のための福祉員制度をおしすすめるため、地道な歩みをつづけてまいりました。

このところ、千数百名の年少労働者福祉員が、中小企業協同組合等の団体におかれるようになり、日を追うて増加していく傾向にあります。

たまたま、本書の内容が、年少労働問題に対する、きわめて初歩的な興味と身近かな私たちの問題としても捉えることができるようにとの配慮から書きおろされたものですので、これら年少労働者福祉員の方々や関係者はもちろん、一般社会の人々にも、本問題についての深い理解と御協力をいただくためあらためて本書の刊行を思いたつた次第です。

しかし、なお、各項目ごとの内容にも過不足があり、また、見送つた問題もありますが、それぞれの形態のなかから底に流れているものをくみとつて頂けば幸いです。

昭和三十四年九月二日

労働省婦人少年局年少労働課

目次

はしがき	1
一 職場の持つ意義の深さ	7
二 労働時間と休憩時間	11
三 休日と休暇	16
四 低い賃金の実情	22
五 保健とその対策	26
六 災害とその実情	31
七 私生活Ⅱ余暇の状況……その一	35

八	私生活Ⅱ就学の状況……その二……	40
九	私生活Ⅱグループ活動……その三……	45
一〇	現状の概観……	50
一一	労働基準法は守られているか……	55
一二	その歴史をかえりみる……その一……	59
一三	その歴史をかえりみる……その二……	64
一四	福祉活動Ⅱ意義と現実……	69
一五	福祉の骨格Ⅱ私生活……	74
一六	長欠就労児について……	79

一七	中学校夜間学級の生徒……………	95
一八	街頭に働くものたち……………	101
一九	新聞を配る少年たち…その一……………	106
二〇	新聞を配る少年たち…その二……………	113
二一	子役という名の労働者……………	119
二二	子役と児童劇団……………	125
二三	明日のためにⅡ技能教育…その一……………	131
二四	明日のためにⅡ技能教育…その二……………	137
附 録	働く青少年のための福祉施設一覧……………	143

一、職場の持つ意義の深さ

私たちのまわりには、働いている子どもがたくさんいます。

一般の人びとのまず目につくのは、早朝の牛乳配達、納豆売り、新聞配達でしょうが、おおかたの大人たちにとっては、ビンのふれ合う音や呼び声、足音が耳につくだけの早曉の働き手です。地方によつては、しじみのかごをかかえてくるものや、露をふんで花をせおつてくるもの、豆腐を売りあるくものもあります。

大人たちの出勤時間には、もう町から姿を消してしまふ、義務教育期間中の子どもたちが、そのほとんどです。

中学校を卒業すれば、職業人ひとすじの道に就くことができるのですが、それを待ちきれな

い「事情」が、そんな朝早くから、また心細い夕方にも彼らを町におしだしているのです。

この同じ「事情」が、また、子供が中学校を卒業して正規に就職することを待ちかねてもあります。「待ちかねる」といつても、おおかたの子どもは、進学の希望をもっています。

就職させようときめている親たちも、その時期には一度ならず、子どもの将来と進学について考えさせられます。はやく学校をやめて就業しなくてはならない年少者ほど、職業資格がとぼしく、彼らにのこされた仕事は、条件のわるいものしかないので、高い教育がうけられないことと合わせて、二重の不利益と困難とがまちうけているということは、おぼろげにはわかる

のですが、目先の生活の壁は、考えることくらいではつきぬけられず、親も子も就職へとふみきるよりほかはありません。

家の働き手が一人ふえること、そして、子どもにとつては、一応将来への道すじがついたこと、そして、未知の世界への期待と不安と、この時期には——進学をあきらめた親も子もまた——別の世界への期待で、なんらかの明るさをもつことができます。

こうして、就業する子どもたちにとつて、職場のもつ意義はたいへんに深いものです。

使用者も、先輩の労働者も、中小企業の場合には、年少者がふれる機会の多い使用者の家族も、それぞれの人が意図すると、しないとかかわらず、年少者にとつては、第二の性格を形成する因子となるからです。

まわりの人びとの考え方、口のきき方、行動、ときには趣味までが、その職場の労働条件や、



(雨のふる早朝新聞を配る少年)

(9) 職場のもつ意義の深さ

物的環境、その地域の社会的環境とともに、第二次の教育をほどこします。

しかも、そこでは、ひとりひとりの人物の特性、あるいは、職階の立場の差によつて善悪、美醜、正、不正などの生活理論は、それぞれの判断により異なる場合も、少なくありません。したがつて、年少者は、学校で身につけた純粋な、しかし未成熟な規範や理論をもつて、目の前によこたわつてゐる現実のなかから、自分の態度をきめなくてはなりません。

職場には「先生」はいませんから、自分がどれをえらび、えらんだものが正当か不当かを見定める助けをうることはできません。

そして、選ぴとつたものは、そのまま将来の自分にはね返つてきます。そのはね返りは同時に社会もまた、それを受けとらなければなりません。

年少者の保護育成の必要をうつたえ、そのた

めの法律をもつのは、私たちのだれでもが、この共同社会のなかで、平和にそしてゆたかに生きる権利をもち、それをそこねる、あるいはそこねるおそれのある、あらゆる因子に対しては発言や行動をもつて、これを防止し、改善、向上の方向付けに努めないではいられない何物かがあるからです。

このように、年少労働者を保護し、育てることとは、また、企業の将来にプラスするもののだ、とよくいわれます。結果として、そういうことはありますが、この場合の「企業」とは「その年少者を使つてゐるその事業場」の意味を越えて、社会全体における生産水準の向上——社会水準の向上——という点において生きる言葉です。個々の事業場、とくに中企業がからまれている経済機構のアヤの複雑さは、どんな問題も、一企業内部のこととして、とどめておかないからです。

したがつて、ことに中企業においては、使用者もまた、社会人の一人として、年少労働者の問題や保護について、社会に、政治に訴え要求する権利をもつ人びとです。

最近、中小企業では労働者のための福祉活動が活発に行われはじめ、休日の制度や、退職金制度、従業員のための共同宿舍の建設、教養やレクリエーションの機会の増加などに着手しています。同じ業種や同じ地域の業者団体が協同して行う、このような動きは、それ自体大きな意義をもち、年少者にも、希望やよろこびを与えています。

しかし、社会は、このような動きを単に好ましい動きとしてよろこぶだけではなく、経済的にも不安定な中小企業が、ここまでふみきらなければならぬ企業の現実の底ふかい苦悩のうつたえをくみとつてほしいものです。

二、労働時間と休憩時間——その一

年少労働者の問題については、いままで「年少者の保護はなぜ必要か」その保護の歴史は「などという「はなし」から始められていました。

けれども、ここでは、それをあとまわしにして、子どもたちが、どんな労働条件のもとで働いているかという現在の状態をながめてみて、そこから考えをすすめることにしたいと思います。

労働省婦人少年局は、昭和三十一年に工業部門（製造業関係）三十三年には、非工業部門（物品の販売、飲食店等）について調査をしました。

工業部門の調査は、年少労働者が多く働いて

いる中小規模の製造工場のなかでも、特に年少者の多い六つの業種——紡績、機械器具、食料、品、金属、製材および木製品、印刷及び製本業をえらび、十四都道府県を対象とし、一、六〇〇余の事業場と、そこに働く年少者一一、〇〇〇余人について行つたわけですが、同時にこれらの中小企業の実態と比較するため、大企業も一七二事業場、とこれに働く年少労働者約三、九〇〇人をも併せて調査しています。

飲食店や理髪、洗濯屋などを含む商店等販売業の調査は、徒弟制度と、それにともなう古いしきたりなどの強かつた業態、そして、いままなお近代的な労務管理の行われにくい業種について行つたものです。

全国の主要一〇都市の労働者五〇人未満の事業場を一、三〇〇余りと、そこに働く年少者一、九〇〇余人の実態調査です。

労働時間

工業部門

わりに近代化しているといわれる大企業でも、その一、二等は八時間をこえて働かせていますし、労働者一〇〇人未満のいわゆる中小企業では、その五八、九等は八時間をこえて働かせています。そして、一〇人未満の事業場では、その三三、五等という多くの事業場にこの状況がみられます。八時間をこえる事業場のうち、八と一〇時間二八二、一〇と十二時間をこえるものは六事業場もあり、事業場規模が小さくなるにしたがつて、実労働時間の長いが目立っています。

業種とまたその規模によつて超過時間にも



(紡織工場で働く少女—埼玉県秩父で)

(13) 労働時間と休憩時間

差がありますが、年間を通じて、五、六月は比較的ひまなときで、業種によつては、夏から冬にかけて、あるいは、下請材料のはいつた時期、納期のせまつている時期などには、このうえにビツチがあげられ、年少労働者もその渦からまぬかれることはできませんから、そのときは、かなりの長時間労働となります。

残業についてみると、これは、年少労働者自身から調査したのですが、一カ月一と四回二六・〇％、五と九回一三・七％、一〇と十四回一一・八％、一五回と一九回七・五％、二〇回以上したものは二六・七％で、一カ月二〇回といえ、ほとんど毎日残業していることになりました。原則として、年少者に残業はゆるされておらず、十五才以上ですと、一日の労働時間を四時間以内に短縮した場合だけは、一週四十八時間のワク内で、他の日の労働時間を十時間までのばせる、ということですが、ここ

では、このこととはかわりなく行なわれているようです。

販売業

拘束時間は一般に長く、五〇・六％の事業場は九時間をこえており、十二時間をこえるものも相当の数にのぼります。大体、通勤と住込みでは差がありますが、とくに、住込みでは、九時間をこえる事業場が六五・三％という高い率となっており、このうち、さらに、十二時間をこえるものは、二三・〇％（一四九事業場）もあります。工業部門でもみられるように、規模が小さくなるにつれて拘束時間も長くなつていきます。一〇人以上五〇人未満のところでは、通勤と住込みの差は、あまりみられないのにくらべて、一〇人未満のところでは、その差がはげしく、住込みの拘束時間は非常に長く、五人未満のところでは一六二事業場のうち一二九事業場

が、拘束九時間をこえるものは六一事業場となつています。住込みの拘束時間がとくに長いのは、開店前、閉店後の準備や、あと仕末がそれにつづき、さらに、住込みの居所に独立性がないために、使用者の家事的仕事につかわれやすく、それまでが仕事のうちに入っているということもあります。それをあたりまえとしている考え方に徒弟制度がまだ生きていることがみられます。

販売業では、拘束時間としてあげたのは、休憩時間がはつきりしていないので、実労働時間がかみにくいからです。これについては次の休憩のところでもわかることでしょう。

休憩時間

工業部門

休憩があると答えた年少労働者は、九三、九で、三〇分―一時間のものが多くみられます

が、使用者への希望として、「労働時間休憩時間をきめてほしい」という声の多いのは、このパーセンテージの裏面の、もうひとつの実態を物語っているものでしょう。

販売業

拘束時間についてのべたところで、休憩時間のはつきりしていないといいましたが。調査では九〇六の事業場が、休憩があると答えています。けれども、このなかには手待時間を休憩として答えているものが少なからずあるので、実際には、はつきり休憩をきめている事業場は、少ないと思われます。

手待時間とは、年少者は、店にでていますが客のいない時間のことです。「客のこないときは休んでいるようなもので」と使用者はいいます。けれども、休憩とは、たとえ短い時間でも、飲食、娯楽、睡眠、なんでも自由に手足の

のばせる時間で、それをとがめられない時間のことです。してみると、「手待時間」が働くものにとつて休憩時間でないことは、はつきりしていることです。



「朝の六時ごろから仕事をはじめて、日が沈むまでやります。つまり、暗くなるまでです。

たいてい、夏は七時ごろまでやります。

朝早く起きるのは、日がたつにつれて慣れてきました。が、いまだにいやになるのは、自分の時間が、ないということです。」

(家具製造見習工)

「今日も昼休みに自転車で散歩した。

ぼくたちにとつては、このひとときが一番たのしい時間だ。土手の上をゆるいスピードで走る。土手の傾斜でどこかの工具が寝そべっている。このひとときだけは、苦しみも悩みも忘れてこの環境にひたる。」(ガラス工)

三、休日と休暇——その二

休日

工業部門

年少労働者の大部分は「休日あり」と答えています。週一回か、月四回というのは、大企業に働く年少者の九六・八%から事業場規模の小さくなるにしたがつて少なくなり、労働者一〇人未満の事業場の年少者となると六二・一%にしかありません。

そして、逆に、月一回、二回の休日しかない年少者の比率が事業場の規模に反比例して高くなっています。

販売業

週一回または月四回と定めている事業場は、

労働者一〇人以上五〇人未満のところで、六七・四%、一〇人未満の小事業場では、三二・二%にすぎません。他は、月一〜三回、全く休日なしの事業場が四事業場あります。

小さい事業場では、月二回と定めているのが一番多く、約半数はこれにはいります。

また、休日の考え方は、従業員一斉でなく交替に休ませるものと、一斉と交替と両方のやりかたをしているものとを合わせると四二・六%です。

住込みの年少者などにとつては、友だちや兄貴株の仲間が働いていると、自分だけ休んでもいいといわれても、そうあつさり休めない気があります。だから、ついでついでと手伝い

(17) 休日と休暇

などしてそれからやつと出かけるということになります。なんと、ふんぎりのわるい休み方をしていることでしょう。

働くものにとつて、みんなが、いつしよに休むという条件は、小さくない問題なのです。

仲間への気がねばかりでなく、小さい商店などでは、せつかくの休日でも、半日は店の用事をするという不文律のあるところもありますし、使用者の都合で、前の日になつてあしたの休みがきめられるように、まつたくあなたまかせの休日さえあります。

こんな与えかたは、休日の使い方を考えるよううを与えません。

だから、手取りばやい楽しみとしては、映画でもみようか、という考えしかうかびません。休みが前もつてきまつていてこそ、年少者の生活の計画性もうまれ、近ごろの週休や一斉休業の制度が、年少者の私生活に与える影響は、こ



(母親をまじえコーラスに休暇を楽しむ少女)

の点からも重要視されますし、休日の使い方の指導援助計画もまた、ここからうまれるものといえましよう。

年少者が、一番ほしがっているのは友だちとの交流です。

「仕事がつらくて、しかも、目いっぱい働かされて、いやになることがあつても、そんなとき、まつさきにとびこんでいくところは、友だちか先生のところだなあーつらいことなにか忘れちゃうもの。」(「あなたの子もここにいる」より)

こんな気持は、おおかたの年少労働者の抱くもので、仲間や知人と話しあう、そのような機会も、「計画的に与えられる休日」がなければ、なかなか実現しません。

「休みの日は、親類へいつて、ごはんをこち

そうになるのがたのしみです。」

と、ごく、最近の座談会で、新潟からきている女の子は、思ひだしても楽しいというような顔で話していましたが、いつも、職場の風に吹きさらされている年少労働者にとつては、休日の意義は予想以上に大きいものです。

休 暇

休暇とは、毎月のきまつた休日のほかに、その勤労に応じて与えられる休日のことをいいます。

労働基準法では、一年間の労働日の八割以上をつづけて働いた人には、最低六日の有給休暇(年次有給休暇)を与えなければならないことになっています。

工業部門

調査した全年少者の三九・五％は、年次有給

休暇を知らないと答へ「ない」というのは、一八・三%ありました。「ある」というのが、四二・二%です。労働者一〇人未満の小さい事業場では、年少労働者の八一・三%が「ない」あるいは「しらない」といつています。

販売業

年少労働者一人平均六・一〇日のものをもつとも多く、約半数を占めています。しかし、その時期は、盆、正月などがほとんどで、年少者が請求したときに休暇を与えている事業場はすくなく、法律にもとづいた休暇を定めて、これにしたがつて与えている事業場は、ごく少数です。

○

「お盆や年始の特別な休日しかない。毎日の労働と、夜は夜でしむい目をこらえながら十時までの作業、それどころか、K洋服店の弟

子なんかまだ仕事をしていた」と私にいう。」

(洋裁店見習)

「私の工場は、朝七時から夕方六時までの就業で、その間に四十五分の休みがあるだけだ。おまけに二週間に一回の休日、誰かのいつた月火水木金という生活である。」

(職工)

休暇の与え方、使い方については、フランス、西独、東独、スエーデン、デンマークなどはいへん進んだ制度をとつています。この制度は、「ソーシャル・ツーリズム」とよばれています。

次にそれが最も進んでいるデンマークについて、そのあらましを表にしてみました。その意図するところは、

① 勤労者が繁雑で疲労しがちな日常生活から何日間か完全に抜けだして、心と身体

十分な休養を楽しむことができる機会を与え、かつ持つことを主眼とし、勤労者団体を会員とする勤労者旅行協会を設立し、

- ② そのために必要な条件となる休暇のとり方の規制、休暇手当などの経済的うらづけ
- ③ 高級な内容で安い宿泊所、娯楽施設などの設備を、国内でも自然条件の最も美しいところに何カ所かに設ける

といった具合です。国によつて方法はちがいますが、貧しい母と子のための旅行の援助もしています。

この制度のなかで、考えさせられる一番の魅力の第一は、休暇というものの考え方が徹底しており、職場や日常生活の環境からすつかり抜けでてまとまつた何日間かをよい条件の土地で過ごすことができ、十分にレクリエートできるということ。第二には、そのようなことが経済的な心配がなく、あるいは留守中などを気づか

うことなくできるという法的な裏付けや制度がいきわたつていて、まつたく、なんのうれいもなく出かけられるという点です。

デンマークには、このほかに無職の主婦を対象にした短期間の休暇制度についても特別な法律で確保しようとする動きがあります。

休日休暇もなかなか完全には与えられない日本の現状からみると、けつころづくめで一笑されるようなことですが、このような、やり方の何か一つでもが参考とされ、生かされる手段はありそうに思えます。

(21) 休日と休暇

対 象	日 数	時 間 及 び 期 間	休 暇 手 当	休暇手当支給方法
すべての労働者（他の法により、有給休暇を与えられるものを含む）	一カ年勤続者 十八日	原則として五月二日（九月三十日の間に最低十二日の休暇を連続してとる。見習者は十四日間連続。）	勤務年度中の賃金の六・五割（その仕事に付する特殊の費用、例えば食費、住居等が含まれていれば、その現金換算額を加算。傷病者の無給休職者にも、ある程度適用。）	郵便局管理の休暇切手制に これは、休暇スタンプ帳に使用者が購入し、賃金支払のときに支給する休暇切手をはりつけておく。 休暇をとる時は、スタンプ帳に、使用者の証明をうけ郵便で手当を引き出す。

四、低い賃金の実情——その三

働く若い婦人たちとの集りで、賃金の話がでると、自分の給料について、はつきりした根拠のある意見や理論をもっている人は多くありません。「自分が独立した社会人として暮すならば」という質問をだすと、はじめてガヤガヤと私語がおこります。

賃金について漠然とした考え方が多いのは理論がはつきりとわかつていなかつたり、与えられるものとして、あきらめのような気持を底にもつていたりするせいでしょうか。あるいは、婦人や年少者には、親がかりの生活との関係をほんきで考える気持をもっている人が少ないというものでしょうか、年少者の低賃金も、このようなことを使用者側も考えにいれているという

ことがいえます。

もともと、日本の賃金は、学歴や年令、性別によつて初任給がきめられ、勤続年数にしたがつて昇給させ、これにボーナスや退職時の手当などを支給して労働者をひきとめているところに、その特徴があるといわれます。

これに加えて、戦後の賃金の形は、基本となる賃金の中が非常にせまくなつて、その反面いろいろな手当がふえています。

終戦直後は食糧買出し手当というものをだした会社すらあるほど、生活を営むための賃金という色彩がこくなつています。

賃金が、このようにその本質の生産者とは関係のない形で考えられると、親がかりで、家計

(23) 低い賃金の実情

補助のために働くものが多い年少労働者にとつては、たいへん不利なことになります。

さらに、農村出身の年少者の多い部門では農村の生活水準も、低賃金の潜在的原因となつてゐるうえに、労働者の組織力も自然薄弱で、その権利を十分にうる事がむずかしいのです。賃金の問題からみた中小企業に働く年少者の世界はまったく夜明け前の状況といえます。

工業部門

中学校を卒業したものの一カ月平均手取初任給は、男子三、六四〇円、女子三、一五二円。通勤、住込み別でみると、通勤男子三、八三五円、女子三、五六四円、住込み男子三、〇五二円、女子二、三二五円となり、住込みは通勤より低く、また男女の差別も初任給からつけられています。

「労働時間」のところでのべているのと同じ傾向で、事業場の規模が小さくなるにしたがつ

て賃金も低く、労働者一、〇〇〇人以上の事業場と、一〇人未満のところでは、千円前後の差があります。

平均賃金をみると、税金、保険料、食費を除いた手取平均賃金は、月額男子四、一〇五円、女子三、八〇〇円で、初任給よりは男女差は少なくなつていますが、やはり、女子が低い状態です。

通勤と住込みの開きは大きく、通勤男子四、五三五円、女子四、一七五円、住込み男子二、八三五円、女子三、一二四円となり、住込みでは、女子が男子より高くなつています。

販売業

初任給をはつきりきめていない事業場があるのは、業種の特性をものがたるものといえます。きめてある事業場についてみますと、平均初任給は食事付で一〇人未満では、二、四一六円、一〇～五〇人未満二、七八八円、食事別の

場合は、一〇人未満が、四、四七六円、一〇人未満では、五、一六九円となつています。いずれも、女子は五〇〇円と七〇〇円低くなつています。

平均手取賃金は、年少労働者の答えによると一カ月通勤で四、〇〇〇と六、〇〇〇円のものが多く、平均四、九一八円、住込みでは大部分が食事付で二、〇〇〇円と四、〇〇〇円で、平均三、〇七八円、通勤者より約二、〇〇〇円低くなつていますが、この方が食事代にあたるのもいえましよう。

労働者一〇人未満の事業場と一〇と五〇人未満のところで、三〇〇と五〇〇円の差があり、規模と賃金の額とは、ここでも正比例しています。

この業種にみられる賃金と関係ある特殊な問題は、給料のほかに衣類や身廻り品、理髪や入浴、映画代などを支給するところが多いことで



(賃金を受けとる少女)

す。いずれも賃金の一部として与えているのではないといつていますが、盆や暮などに、他の産業の労働者が、現金でボーナスをもらう時期に、浴衣やシャツ、下駄のたぐいを与えたりするのは、賃金と関係ないといきれるものではありません。入浴も映画も自分のお金でいける賃金をもらうほうが生活の設計もでき、さつぱ

りしてよいでしょう。

恩恵的なものは、使用者の気持ち次第で左右される可能性がよく、また、不定期に何かを与えられるということは、今の年少者にはそれほど有難いことでもなさそうです。

一方、使用者の潜在意識のなかには、低い賃金への補いという気持ちもあると思われますが、経済的にも気分的にもあいまいな労務管理が、まだ、このような業種では行われているのです。これを自分からふりきる決断こそ中小企業の経済を明朗にする一要素になるのではないのでしょうか。

かつて、東京に近い織物地帯を調査したときのことです。前日、ある工場で話をきいた少女に、次の日に行つた工場でもまた会いました。答えは簡単に「このほうが、茶うけがいいからかわつた」ということです。零細な給料の彼女たちにとつては、お茶うけも収入のうちで、恩恵

であつてもなくても、そんなことはどうでもよく、僅かなことで転々と職場を変えているのです。軒なみにハタオリの音がきこえる町の中では、こうして、グルグルと転職の渦がまき、労働者も使用者も共にこうした混乱のなかにいます。ゆうべの夕刊に、日本の大デパートが、ニューヨークに進出するという大きな広告がでいました。「これが日本だ」というキャッチフレーズの店のようです。

しかし、この山間のハタオリバは、もう一つの「これが日本だ」の生きた広告でしょう。

日本の働く人々の約九〇％、年少労働者の七〇％が就業している中小企業のスラム的経営の現状をたてなおすことこそ何より先に手をつけなければならぬことではないでしょうか。日本の産業の土台となりながら恵まれないこの経営者と労働者のために、こう思わないではいられません。

五、保健とその対策——その四

幼い子どもを遊びたいだけ自由にさせておくと、小さい精力いつばいに遊んでしまい。やがてその場でコロリと眠りこんでいるのをよく見つけます。ハツとしたり、可愛いなと思う光景です。子どもは自分で加減することを知らず、おしまいまで精力をつぎこんでしまいます。

年少者の中でも年令の低い人は、これに似ています。「くたびれないけど、しやがんでると、眠くなつてきて」という鑄物工、仕事をしまつたあと「背中がまつすぐのびないみたい」「足が自由に動かないで、フラフラしちやうんだ」と、他人ごとのようにおかしがる年少者、「ちつともくたびれないよ。でもさ、教室でよくいねむりしちやうな」という新聞配達の子ど

もたち。それが仕事や、そのための午前三時起きによるものだとは知らずにいます。

近ごろは、保健所などの活動で町村での健康診断の機会も増加し、事業場でも労務管理上の大きな仕事の一つになっています。

しかし、採用時と毎年一回以上の健康診断を義務づけられている。労働者五〇人以上の事業場でも、実施しているのはこの調査では七〇％弱という状態です。また年少労働者の場合は、はたのものがすすめて受けさせる必要がありますが、あるパン屋の主人にきいたように「行くようにすすめてもめんどくさがつていかないんですよ」という程度です。

健康診断は、中小企業では採用時には行わないが、定期的にはやつていっているというものが多いようです。事業場規模が小さくなるにしたがつて、採用時にも定期的にも行わない事業場は多くなり、この調査では労働者一〇人未満の事業場の二七％は全くしていません。

調査した年少労働者二、四〇二人のうち一、六三四人は、風邪、腹痛などの病気をしています。

さらに、その医療費負担の状況は、六七・四％が健康保険で、〇・二％が労災で支払われていますが、その他五・二％は事業主、一七・四％は年少者自身が負担しています。健康保険で支払われた年少労働者は、労働者五〇人以下の事業場では六〇・七％、一〇人未満のところでは三六・九％の低さで、事業場規模と正比例して年少労働者や事業主の負担が高くなっていることがわかりましょう。

しかも、病気をした年少労働者は、大企業では、五五・三％ですが、中小企業では、七三・六％にものぼっています。

健康保険の加入率も、労働者五十一〇人の事業場では五〇％前後という状況です。

販 売 業

健康保険は、労働者五人以上の事業場はすべて適用されます。しかし、五十四九人の事業場では七六・七％しか実際には加入していません。加入の義務のない五人未満の事業場では一七・七％という低率です。

医療費の負担は、工業部門と同じ傾向ですが、労働者一〇人未満の事業場についてみますと、通勤年少労働者は自身の、住込みでは事業主負担となつているところが多くみられます。しかし、事業主負担とはいっても「あまり金のかかる場合は、少しは働く人にも持つてもらわないとね」という声も少なくありません。

このような業種では全般的に、労働者の保健に特に気をつけているところは少ないようです。調査事業場の六三・六彩は、年一回以上健康診断を行っているという数字はでています。が、機会があつても「めんどくさがつていかない」ままにまかせている現状からは、生きていく数字とはいえません。

保健所等の活動も、地域の一般住民には比較的に利用されやすいようになってきましたが、その中の雇われて働いている人たちについては、気安く十分に利用できるような特別の配慮は伴っていませんから、その機会があつても生きないうらみがあります。



少ない賃金や、貧しい家計の中から医療費を出す年少労働者が、中小企業に多くみられるのは、大企業のように比較的条件的にいいものは、より一層よく、貧しいものは一層めづまらない



(足袋工場で働く少女)

例の一つです。

この他に、潜在する問題として比較的長期にわたる病氣、結核などの場合があります。このような場合には、中小企業に働く年少者は、退職することを余儀なくされ、住込みのものは家に帰されます。

したがって病氣になる前や、病氣中の問題などで、労働と関係のある点を把握することは困難になります。医療費の点からいえば、健康保険に加入しているものは退職後も病氣の種類により相当した医療保障がされますが、未加入の多くの年少労働者にとつては、その家庭とともに暗い世界があるだけです。

責任ある官庁はもちろんですが、このような問題の詳細な調査がいきとどくならば、労働者の保障の大きな資料となりましょう。傘下の未組織の中小企業を含めて、労働組合が、こんな地味な、しかし生きた調査を、仕事のひとつとし

て取りあげてくれないものでしょうか。

健康保険の加入については、労働者五人未満の事業場は、加入したければ加入できる仕組みになつていますが、掛金が高すぎる。手続がめんどうで手間をかけていられない等の理由が事業場側にはあり、最近では加入希望も出てきませんが、健保の採算が合わないなどの（内緒はなしかもしれませんが）理由から、加入許可がしふられているなど、政策の矛盾がつかれます。しかし、工業部門の調査では五人未満の事業場でも二一・一％は加入許可されていますから、道は開けているのですが――。



「夜でも仕事ができると店にいくので、寝るのは九時半ごろであるから、足が棒のようになり、階段をのぼるのもようやくのようだつ

た。我々の生活には一つの不安がある。それは自分の身のことである。この仕事は重労働の中に入るといわれるくらいである。

自分の身体が、それに持ちこたえられるかどうか心配である。外に出るのは月一―二回。まるで土の中のモグラのような生活である。一年に一回ぐらいの健康診断を受けようと思つていたが、そんなことはとうてい許されない世界である。」（製菓見習工）

六、災害とその実情——その五

先ず、調査結果をみましょう。

工業部門

昭和三十年一月以前から在職している二、四〇二人の年少労働者について、三十年一月から十二月までの一年間の災害状況を調べました。

年少者自身の答えによると、このうち災害を受けたものは四六四人、全体の一九・三%にあたります。これを事業所規模別にみると、大企業では一、〇九二人のうち一二二人で一・二%、中小企業では一、三一〇人のうち三四二人で二六・一%にあたり、年少者の災害は、中小企業では大企業の二倍以上の高い率を示しています。

この災害を休業の日数からみると、休業一日

七日のものが五一六件、休業八日以上は災害が一五八件で、休業一日と七日のものが全体の七六・六%を占めています。性別では、男子四二六件、女子二四八件で、休業八日以上は災害の比率では男子が高くなっています。

災害発生件数を規模別にみると、大企業一六八件、中小企業五〇六件という状況で、休業一日と七日のものは大企業で五八・九%、中小企業八二・四%、休業八日以上は大企業四一・一%、中小企業一七・六%で、休業日数の長い災害は大企業に多くなっています。そして、休業八日以上は比較的重い負傷は、食料品工業、印刷及び製本業と金属工業です。

災害を受けた場合の医療費の負担を、調査に

あがつた災害の全体についてみますと、労災保険によるものは六五・三％、事業主自身が負担したものの二四・四％、年少労働者自身が負担したものの一〇・三％となっています。大企業では七〇％余りが労災保険で支払われていますが事業場規模が小さくなるにしたがつて、労災保険によるものは低くなり、労働者一〇人未満の事業場では四五・八％しかありません。したがって、中小企業ほど事業主や年少労働者の自己負担の率が高くなっています。

販 売 業

この業種では、常識でもわかるように、工業部門に比較して災害は少なく、調査した年少労働者一、九一四人のうち、休業一日以上の災害を受けたものは、男子六一人、女子五人という少ない数字です。災害の程度もそのほとんどは休業八日未満というもので、重傷は少ないようです。

けれども、その災害の原因には工業部門とは異なるものがあつて、品物を配達する際の事故による手足の打撲、骨折、捻挫など、包装積み込み、その他の器物を扱う際の手指の切傷等が主なものです。



一般的状況をみると、昭和二十七年以来、年少労働者の災害件数はあまり減つていません。そして、例年より増加した三十一年度についてみると、災害件数一三、四四九人のうち休業八日以上は八三・一％にもなり、この中には重傷も含まれ、死亡したのも一一三名あります。

このような災害は主として男女とも工業に集中し、年少労働者の被害の約八〇％を占め、ずつと下つて建設業が次いでいます。

災害の原因は作業行動によるものが最も多く、次いで動力運転の順になつていきます。さらに、動力運転被災率についてみると、年少労働

者被災率は一般労働者の動力運転被災率の二倍余にのぼっている点に注目されます。

◇

機械にぶつかつたスリムキ傷から、動力ミシンで指先を縫つてしまふ、旋盤で指を落とす、ベルトに巻かれて腕をくだく、動力トロツコに押しつぶされるなど、小さい災害から死亡に至るまでこのような災害が、減少しないという状態については、その大半が、やはり中小企業に多いことに行きつきます。

先ず、職場内の整頓が十分ではありません。物置き同然の場所に機械が頭を出している、いつてもいい過ぎではなく、つまづいてころぶ、ふみ抜く、物が落ちてくるなど、災害の諸因は、働く人の身辺に待ちかまえています。

また、使用者や先輩労働者の中には「さんざん怪我してみなきや、一人前になれねえよ」などと特攻的考えの職工さんも少なくありません。

ん。「ケトバシ」と俗称する足ふみプレス機があります。これはよく怪我をします。しかし、大人たちは「この機械をこなすには、そのくらい当りまえた。泣きつらするなよ」とはげまして？くれると、ある年少労働者はいつていました。こういう気分は、工業部門だけではなく、その他の職場でも身体を大切にすることが、なまけることに通じると解釈されて「メメシ奴だ」などといわれます。大切な何かが欠けているようです。ある意味で、日本人の性格や思想の中に欠けているものでしょう。

一方、年少労働者は、心身ともに①感受性の最も鋭敏な年令で、同時に②経験や判断力が不足し、③探求欲はすこぶる旺盛で、ものを教える覚えるには最もいい時期ですが④責任感不足⑤批判的、理知的になりつつあるので、①では刺激に直ちに強く反応して、とつさの場合に動てんし処置をあやまり、②危険性を無視、誤

認し、また自分の能力を過信して仕事の速度を早めすぎ、あせる、③好奇心から基礎知識を上回つて手を出す、④他人に心を配らず災害を他に及ぼす、教え方が適切でないと、事実の如何によらず反抗し、あえて安全の戒律を軽視したり無視したりする。そして災害を引き起すという条件を持つている人たちなのです。

また、身体的に言えば①体力が十分ないので、仕事に対する力の配分がうまくいかず、疲労を早める②刺激物や毒物、騒音、有害光線への抵抗がよい、などの特性もあります。

このような心身の特性と関連しあつて災害について次のような状態が見られるのです。

重傷を受けたものについてみると、はじめて就職してから六カ月未満のもの、災害を受けた職場の仕事についてから約三カ月未満のものが非常に多く、いわゆる未経験、不熟練で、しかも、すこしは仕事になれたという状態のときで

す。一日のうちでいうならば、終業時間近い時刻に多く、少ない体力が消耗し、気分的にも疲れて、帰り時間を気にし始めたころによく災害をおこします。また、休日あけの日も、よく災害をおこすのは、学校の先生が、月曜日には生徒がぼんやりしていて、授業に集中しないというのに似ています。

年少労働者に対する安全の指導は、先ず職場自体が行わなければならない一般的な安全管理の方式があります。同時に、年少労働者の心身の特性を十分に考えに入れて、総合的に、落ちついて考え、働けるような扱い方が必要で、これを無視して安全問題だけを取りあげても効果があがらないといえましょう。

七、私生活（余暇の状況）——その一

今まで労働時間、休日、賃金等と年少者の労働の基本的な問題について述べてきましたが、社会人として、日の浅い年少労働者にとつては、労働時間外の私生活がどう過されているかということもその成長に重要な役割を持つものです。

青年期は、人生における開花期で、一人前の人間として実を結ぶための人格形成期でもあります。

私たちの体は、機械ではありませんから働きづめに働かされると身体も衰え、精神も荒えてきます。生産能率を高めるためには、労働時間を適度にし、ほどよい休養をとることがかえつて必要です。特に年少労働者にとつては、睡眠

休養の他に、与えられた余暇時間を自らの向上のために十分活用することがすぐれた産業人としての成長をもたらすものです。

中小企業の小さな事業場では休日も少なく、休憩時間も与えられない所が多い実情で、年少労働者の訴えには切実なものがあります。

「月に一日でもよい。我々に自由な時間を与えて、仕事から開放されて、ゆつくりした気分でいられるような時間がほしいものだ。それが仕事の方にもかえつて、プラスするのではないかと思う。」（製菓見習工）

「朝早く起こされ、一人で家中の拭き掃除から仕事の準備までし、夜は夜で、みんな入浴

がすみ、休んでしまつてから、たいてい十一時、十二時にすましてねるのだ。

このような事で、いつたい僕は何のため
に生きているんだろう。このような事でいつ
たい僕の長い将来はどうなるのだ。せめて三
十分でも本を読む時間があつたら、職人とし
て、また社会人としての勉強をしたい。」

(建具職見習)

休日の項でも述べましたが、このような実情
です。「休ませて遊ばせておくと不良化するば
かりだ。」などという考え方はせまく、働くこ
と一点張りの労務管理は近代社会には通用しな
くなりしました。もつと年少労働者の生活の中
にとび込んでいつて、温い愛情と、進んだ指導を
してほしいものです。

調査資料によつて年少労働者の余暇生活の
ぞくと、少ない時間を、せいいつばいに使つて



(ごたつにくつろぐ年少者たち)

教養、娯楽、スポーツとさまざまな活動がみられます。

余暇時間の利用

毎日の生活の中で、休憩時間のレクリエーション等を楽しみを求めている者が比較的多いのです。一日の平均休憩時間はほぼ一時間前後、終業後就寝までの余暇時間は二～四時間となっていますが、その過ごし方をみると、娯楽が大半で、後は読書、スポーツが主なものです。また趣味、スポーツを通して、グループ活動の芽生えるのもこの時です。

一十分間の休憩時間は、みんなと草原でくつろぎ、そして、しあわせの歌などを口ずさむ。この時こそ、私は一日中の疲れも忘れ、今や西の空一面を真赤に染めて沈んで行く太陽をながめ、明日への幸福を願うのであ

る。

(電話交換手)

与えられた時間はわずかであつても、その利用の仕方によつては大きな効果が生れるものです。仕事の疲れはただ休んでいるだけでも回復しますが、それより好きな事をすれば体力回復作用は非常に促進されます。たとえ相当エネルギーの消耗されるスポーツでも、自ら好んでするのであれば、疲労もサツパリ抜け、精神的活動の果す役割を見逃がせません。

休憩時間はすべての業務から開放されて、自由に過ごせることが大切です。手持時間を休憩時間と混同されたり、職制の上下を意識して過ごすようでは休憩時間本来の目的は果し得ません。

職場と完全に適応しにくく、精神的不安を抱いている年少労働者も、余暇時間のレクリエーション等によつて同僚間に親睦も深まり、結ばれた心のきずなによつて不安が解消することも

あります。行き過ぎた使用者の干渉は困りますが、適切な指導は、年少労働者の育成に欠くことのできないものです。

休日の状況

休日をもつことは誰にとつても楽しいものです。現在、年少労働者は満足な休日を与えられていないのが実状ですが、わずかに与られた休日も十分活用されることもなく不健全な娯楽に過して終るのは残念なことです。

調査結果によると年少労働者の七、八割は映画をみて休日を過しています。また、年少労働者の興味にマツチして、そこに慰めを求めていることがわかります。現在行われつつある商店街の週休制、一斉休業等の運動と相まつて、年少労働者の映画割引の実施も次第に具体化してきました。これは確かに好ましい傾向ではあります。一面「住込年少者の中には、休日に

外出しないで残っていると仕事をしなければならぬので、朝から外出して映画館で時間を費し、夕刻帰宅する」といつたように、福祉施設の完備されていないところの年少者はせつかくの休日もただ時間つぶしに終つたり、積極的な楽しみのないために、不良化におちいるようなことがらにつられていく結果にもなりかねません。休日を与えると同時に、その善用方法について、よい指導がほしいものです。

最近、漸く福祉増進の機運がおこり、中小規模の事業場においても年少労働者のための福祉活動が活発になつてきました。しかし、事業場に教養、娯楽、スポーツ等の施設もなく、また協同施設等があつても年少労働者には利用されていません。また利用しにくいのが現状です。いままさに施設の完備、制度の改善を望むことはむずかしいかもしれませんが、理解ある使用者の援助、地域社会の協力によつて、一歩、一

(39) 私生活（余暇の状況）

歩、働く年少者の福祉を高める方途を構じていつていただきたいと思います。

「秋の二日」泊の慰安旅行は、今年は熱川あたりのような噂もあつて、年に一度のたのしみに胸をおどらせて待ちながら、生糸をひく技術の上達に汗をしばり、涙をかむのである。」（製糸女工）

と、いう年少者の一途な、そして愛らしい願いをかなえてやることは、明日の社会のために意義のあることです。

八、私生活（就学の状況）——その二

年少労働者の余暇生活で、もう一つ重要なことは、就学の問題です。毎年労働省が募集している「働く年少者の生活文」の中で就学にめぐまれない境遇を嘆いているものが相当多くみられます。

「制服制帽を着てさつそうと通学する友だちの姿をながめて、中学卒業以来二力年間、幾度泣いたことが知れない。封建的な片田舎の一貧農家に生まれた私にとつては、高校へ行かせてくれといえようはずがなかった。」

（書店員17才）

「今年の春まで進学するつもりで一生懸命勉強に励んで来たのだが、父の病にはどうす

ることもできなかった。父より、お前に就職してもらわねばならない」といわれた時の僕の気持はどんなだつたろうか。兄さんや、姉さんが高校に行っているのに、僕だけが家の犠牲になつていかねばならないとは……。」

（工員14才）

このように、通学を断念して職場に入つた年少者にも勉学の機会は開かれてはいます。定時制、あるいは通信教育がそれです。しかし、通勤者で職場や、家庭の理解があるところでは望みもかなえられますが、小さい商店などの住込者ではいくら大きな強い希望をもつていても現実には不可能な場合が多いようです。

年少者のうちで、働きのながら学んでいるもの

(41) 私生活(就学の状況)

は二・三割程度で、それも通勤者に多く、住込者は一割にも満たない現状で、職業と、学問の両立はまず、外的条件から非常に困難なことを物語っています。

就学している学校の種類をみると定時制高等学校が最も多く、就学者中の六〇％を占めており、珠算簿記、洋裁等の各種学校が三〇％、通信教育が一〇％となっています。性別では男子より女子の方が多いようです。

全国の定時制高等学校数は約三千校、生徒数は五十四万人を数えています。年少労働者の就学率は低いものです。工業部門の調査によると対象年少者一一、〇七四人中、定時制高校へ行っている者は一、四二一名で一二・九％にすぎず、また、物品販売業でも、一、九一四人中二一一名で一一％となっています。工業部門では通勤者の比率はやや高く、一七・四％、住込者はわずか二・六％といった状況ですが、販売業



(疲れを忘れて勉強にいそしむ働く兄と弟)

部門では通勤者が三三・四割と割合に高く、一方住込者はやはり九・一割と低率です。

◇

高校の通信教育は、戦後新しく採用された制度で教育の機会均等をより拡大するためにとられたのです。通学できない年少労働者にとつてこの制度は何よりの福音でしょう。現在、高等学校で通信教育を実施しているところは各県で一校ないし、二校ですが、全国では六八校にのぼっています。生徒数も年々増加して昭和三十二年五月一日現在では五四、三九一人となりました。

通信教育は、テキストを相手に独力で勉強するのですから相当な努力と根気がいります。所定のコースを終つて卒業する人は一割にも満たないほどで、働く青少年にせつかく聞かれた学問の門戸も現実の問題としてはなかなか困難が多い模様です。

理容業等に従事するものは国家試験による免許がなければなりません。日の浅い年少者にはその資格がありません。実際に学校へ行つて技術を身につければよいのですが、通学不可能なものは通信教育によつて、基礎を学んでいます。一人前の理容師として身を立てるにはどうしても通らねばならない関門です。自分の仕事と密接につながっているだけに彼らの勉強は真剣そのものです。

◇

ところで、就学について、使用者側の意見を聞いてみましょう。

ある機械工場の工場長は「定時制へやるのもおおいに結構ですが、やはり夜の勉強は疲労が多くて昼間の仕事に差支えるようです。定時制へ行つてゐる子は頭も優秀ですが、ミスが多くて困る」といつていました。また「働いてゐる年少者のみんながみんな学校へ行きたがるとは

(43) 私生活 (就学の状況)

限りません。行きたがる子を学校へやると他の者に仕事の上の負担が余計にかかり不公平になるので、うちではそういう子は雇いません」とか、「定時制を卒業すると転職してしまうものが多く、一時的な就職で会社の仕事に身が入らない」という声が聞こえます。これは確かに一理あることで、就学を奨励しにくいことの一つかも知れません。でもその根本には前時代的な徒弟制度の思想が流れており、「学校へ行くのはなまいきだ」とか、「女工に学問はいらぬ」といったような冷たい差別感が横たわっているようです。

文部省の勤労青少年教育調査報告書によりますと、定時制へ行っている生徒の使用者で就学を奨励しているものは四三・六％、奨励はしないが許しているものは五一・五％といった状況ですが、業種では公務が六八・七％で最も奨励しているようです。

「街かどで、高校へ進学した中学時代の友だちと出会って、真新しい制服でサツソウとして得意げに学校生活を聞かされた時のやり切れない劣等感、胸がはりさけそうだった。」

(溶接工17才)

「掃除をする八時から九時の間通学する高校生が大勢ここを通る。その度ごとに私は劣等感と焦燥に苦しめられる。家庭の事情からとはいえ、高校に行けなかつた私はこの一年間どんな劣等感に悩まされたことだろう。高校生に出会ったとき、こそこそ逃げていた自分を卑屈だと思つてもそうせずにはいられなかつた。」

(商店員17才)

職業生活を自ら自覚している年少労働者でも、その底にこのような劣等感を持ち、やがて

日常業務への熱意を弱めることにもなります。すでに学校へ行っているものでも、「予習、復習の時間がない」「通学と勤めのために非常に疲れる」等という悩みはつきません。でも勉強することによつて、年少者自身の成長はもちろん労働力、あるいは生産性の向上につながるものであるということなど、遠い視野がほしいと思います。

「汗と油で汚れた作業服を脱ぎ、洗濯された清潔ですがすがしい学生服を着れば、もうさつきまでの労働者は学生に早変わり、定時制高校へ行く楽しい時間がやってきている。ある人は初夏の明るい夕雲を薄紫色の空の中に見ながら、無上の喜びと幸福をこの時に感じているだろう。こころよい疲労感に身を包まれながら、勤労の喜びと勉学の楽しみを一身に合わせ持つのが実にこの時なのだ。我々

幼き労働者もこうして学校へ行くことによつて、社会に対する視野がぐんぐん広がっていくことは確かだ。」（機械修理工17才）

九、私生活（グループ活動）——その三

最近、中小企業に働く従業員の福祉について一般の関心が高まってきました。そして商店街の一斉休業、週休制の実施にともなつて、青少年の不良化防止、あるいは年少労働者の健全育成の点からもアフター・ケアの重要性が痛感されています。

働く年少者たちは、いち早く実社会にとび込んだものの、身心ともに成長過程にある彼らには大人の世界はとつさになじめないものでしょう。一般の年少少女の場合は、親しい友だち同志の小さい集りに参加することを契機に集団生活を通じて、正常な社会生活を営む態度を自然に育てていくことができます。けれども、働く年少者たちは、不幸にしてそのような交友の機

会にめぐまれず、小規模の事業場などでは、うちとけて話合える同僚は少なく、年長の従業員の間にはさまつて、希望や悩みも打ち明けられないままに過しているものが多いのです。

しかも、彼らの若さは、時間がない、チャンスがない、と手をこまねていることを許さないようです。いろいろなやりにくい条件を乗り越えて、職場の内に、外に小さなグループの芽生えが目立つてきました。

婦人少年局の調べによると、職場、あるいは地域社会の理解ある人々や、団体の協力によつて具体的活動を始めているグループの数は、全国で七十以上もあり、その動きはだんだん活発になつていきます。

職場内のグループ活動は、早く昭和二十二年頃に発足したのもみられますが、動きも低調で、その状況も明らかに把握できません。年少者が自発的にグループを結成する機運がみられるのは昭和二十六年頃からです。その後、昭和三十年になつてからはこの動きが活発となり、特に、昭和三十三年は全国各地で多くのグループが生まれ自主的な動きをみせるようになってきました。

「友だちが欲しい」という欲望は余暇の少ない年少者にとつては大へん強いものです。一人の店員がある人生雑誌に「住込従業員よ、手をつなごう」という投書をしたのがきっかけとなり、同志の文通が始まり、さらに回覧ノート、機関紙の発行に及び、いまでは二〇〇人余りの勤労青少年が各種のレクリエーションを楽しみながら励まし合つているグループに成長しまし



（余暇をたのしむ紡績女子工員）

(47) 私生活（グループ活動）

た。これが東京の志行会です。

また、毎年労働省で募集している一働き少年少女の生活文を通していくつかの仲間ができています。富山の「はげまし会」（三〇名）鳥取の「はぐるま会」（四三名）は生活文によって結ばれたのです。その他、人生雑誌や、各種のレクリエーションの行事から結ばれたものがほとんどです。

すでに結成されたグループをみますと、年少者が自発的に結成した職場外のグループ数は三九、参加者一、四五四名、職場内のグループ数が一四、参加者一、三七四名です。成人の働きがけでグループを結成したものではありません。グループ、参加者一、二一三名、職場内が八グループ、参加者一、〇六三名となっています。

グループの構成をみますと、一グループ二〇〜五〇名ぐらいで、大きなものになると数百名にも及び、組織も細分化されて相当広範囲な活

動をしています。職場内のグループは、あまり小さい事業場ではできませんが、毎日顔を合わせている職場の同僚同志では比較的話合いの場もつくりやすいでしょう。すでにできているグループのメンバーは養成工が最も多く、その他給仕だけで構成されたグループもあります。職場外のグループの四割は同地域の各業種に働く年少者の集りです。店員、住込の工員、農業従事者等それぞれ同業種の従業員の集り及び青年学級、通信教育等の学習グループなども多くみられます。

〇

グループ活動の目的はさまざまですが、大体的に次のようなことです。

- (1) 会員同志の親睦、知識、教養の向上を図る。（半数を占める）
- (2) 生活体験や、悩みごとを話し合い、励まし合う。（二割）

(3) 職業的技能の習得を図るもの、あるいはコーラス等クラブ活動を通してレクリエーションの場を求める(少数)等にまとめることができます。

また、主な活動状況をみると、機関紙の発行、回覧ノート、文通等の記録活動、各種のレクリエーション、教養講座、各種の研究活動(農業技術、洋裁料理等)、見学等があげられます。この他、職場外グループの約三割は話し合いの集りをもつています。

このように、グループ活動は、みんなで遊ぼう、話し合おうという欲求から芽生えたものですが、よいグループ活動を通じて年少者たちはもつと大きな効用を学びとつていけるのです。それはグループ活動の過程において、①他人を尊重する態度を養い②自主性と創造性を培い③個人的、団体的責任を重んずる態度を養つていきます。さらに、④共同作業の技術を学び、その喜

びを知り⑤正しい批判精神を養い⑥情操と知性を豊かにし、個性を伸ばす機会をもち、社会的に有能な人間としての大切な態度を自ら会得しているのです。

年少者のグループ活動の最も大きな効果はここにあります。さいわい、年少者たちは、こんな効用や意味づけをしなくても、友だちを求め、愉快に明るくグループ活動を行つていきます。したがって、その種の活動を推進援助する場合は、常に年少者の自主性を尊重し、活動内容を豊富にするような側面援助であることが望ましく、えてして大人たちの手を出したがる過剰指導や、独断な方向づけはやめてもらいたいものです。

○

「私の職場で働いている若い人たちは昼食の時間がいちばん楽しいという。お互いのおかずをつつき合い、しゃべり合う時間の楽し

さである。楽しみも苦しみも、不平も噂さ話も、べんとう箱を中心に語り合う仲間たちである。」(文集、「べんとうばこ」より)

グループ活動も同志がおれば容易にスタートできますが、長い間継続していくことに悩みが多いのです。せつかく苦心して発刊した機関紙も一回限りに終つたり、楽しい会合も諸種の事情でなかなか集りません。一年、二年と経つと年令的にも差が開き折合いがつかなくなるものです。現に、ある県では世間の注目を浴びた模範的グループが年令的に成長したので解散してしまいました。あまり派手な活動をしたり、盛り沢山の計画をすると長続きしません。ここに大人のほんとうの意味のいい指導が必要です。地道な活動で、会員相互の親交を深め、年少者の自発的な心のもりあがりによつてかたまり、運営されるグループでなければならないと思ひ

ます。そういうグループならば、たとえば、成人してグループを解消したとしても彼らの得たものは大きく、将来への何らかの力ともなり得ましよう。そしてさらに、自らグループ活動によつて体得した尊い経験を後輩の指導に生かしていつてほしいものです。

一〇、現状の概観

一國の經濟的繁榮は、その國の勞働力人口の動勢によつて大きく左右されるといわれてゐます、年少勞働者が、社会的にみてどのような位置を占めているかということは、次代の生産と文化の發展のうえからきわめて重要な問題です。

總理府統計局の資料によると、昭和三十三年八月における十四才から十七才までの推計人口は、男四一二万人、女三九四万人、計八〇六万人となつてゐます。この中で勞働力人口——現に就業しているか、あるいは働いていなくて職を求めている失業者を含めた人口——は、三〇六万人（男一六三万人、女一四三万人）です。これは、十四才以上の全勞働力人口四、四三三

万人の六・九%にあたり、前記十四才から十七才までの人口に対する割合は男三九%、女三六%、計三七・六%となります。

勞働力調査では、十四才以上の人口を生産年令人口といいますが、これを構成する人口動態によつてわが國の勞働經濟は大きな影響を受けます。いま、人口統計によつて生産年令人口のすう勢をみますと次の通りです。

昭和二十四、五年頃からの人口自然増加率は年々低下の一途をたどつて、昭和三十二年に入つては八・九と前年を一・五下回る戦後最低記録を示しています。このような総人口の増加の鈍化に対して生産年令人口は昭和三十一年より三十二年は一二八万人増加し、総人口の増加八

五万人を大中に上回る傾向です。これは新らたに十四才層の追加（一九四万人）に比し十四才以上人口の死亡率が低水準にとどまつたためでしょう。

この生産年令人口の増加は、新規労働力供給の最も大きな原因となるのですが、新らたに十四才に達した人が直ちにすべて労働力の供給となつて現われるわけではありません。すなわち、新らたに生産年令に達した者で初めて仕事に就こうとする者、及びすでに生産年令に達し、家事、通学等に従事していた者が、仕事に就こうとする者のみが供給の対象となるからです。わが国では、中学校を卒業する年令は満十五才です。それまでは義務教育によつて拘束され、ある特殊の職業を除いては就業することができません。満十五才を境としてそれからは大きく就業の道が開かれるわけです。そこで、生産年令人口の動勢は、この十五才の年令層の増

減によつて左右されるとみてよいでしょう。

十五才人口の推移についてみますと、昭和三十五、六年は終戦直後の出生率の急減によつて一五〇万〜一六〇万台に急落しますが、昭和三十七年以降は戦後数年間の出生の激増を反映して急増し、三十八、九年には二五〇万人近くに達します。その後、昭和四十年代後は出生率の低下等の原因で十五才人口は緩慢な減少傾向をたどるものと推測されます。新規学校卒業者も同様なすう勢を経るものと思われ、はたしてわが国の労働市場がこのような過剰の生産年令人口を完全消化しきれるかどうかが問題です。形式的な完全雇用はいたずらに低所得者層を増加させるのみで決して豊かな国民生活をもたらすものではありません。不完全就業状態を改善し、また従業員一人当りの所得額増加を図ることによつてはじめて完全雇用の成果が期し得るものと信じます。

次に、労働基準法に基く「適用事業報告」によつて雇用されている年少労働者数をみると、昭和三十四年一月一日現在、約一〇〇万人となつており、総労働者数の六・八%にあたり、労働力人口の場合と同じ割合を示しています。

これを産業別にみると、最も多いのは製造工業の七〇万人で全体の七割を占めています。この中でも特に多いのは紡績業で製造工業中の三分の一を占め、次は機械器具工業、金属工業等です。製造工業に次いで、卸、小売といった商業で、年少者数は一八九、三七〇人、全体一九%となつています。その他の産業ではいずれも二万人に満たず、比率では二%以下であり多くみられません。

事業場規模のうえからみると一〇〇人未満の中小企業に働く年少者が圧倒的に多くなつてゐるのが特徴です。一〇〇人以上の事業場に雇用されている者は三三・七%にすぎません。一〇

〇人未満の事業場に働く年少者の内訳は、三〇人〜九九人が二二%、一〇人〜一九人が二一%、五人〜九人と五人未満が共に一二%といった状況で、特に商業は小規模事業場が多く目立ちます。一方、紡織業及び機械器具工業では比較的大規模の事業場に働く年少者が多くなつてゐます。労働条件のところでもみられたように、年少労働者と中小企業の間には払拭しきれない複雑な問題が介在し、わが国産業経済発展の根本的な問題がひそんでいるものと思われまゝ。

十五才未満の年少者は、原則として就業することを禁止されており、例外的に許可を受けて使用することができまゝ。ところで、この許可のあつた件数は昭和三十一年には約八千件、そのほとんどは新聞配達に従事する児童ですが、リングの袋掛け、映画演劇の子役等にもみられます。実際には、この他紡織業、衣服及び身廻品製造業、料理飲食業、あるいは街頭の物品販

売等にもかなりの働く年少者がみられますが、その実態は完全に把握されず、実数も明らかにされません。このことは、長欠就労児童の問題とも関連して年少労働保護の重要な問題ですから後の機会に説明したいと思います。

よく、「年少労働者は職業に定着性がない」といわれますが、このことについて職業安定局が昭和三十二年に調べた資料によつて年少者の離職状況をみてみましょう。

中学校卒業者の場合、十八カ月において約三割が職場を離れています。規模一〇〇人以上の事業場では、一四・四％、四人未満の小規模事業場では何と四一・九％の離職率を示しています。業種別では、食料品製造業、衣類及び身廻品製造業、卸売及び小売業等の離職率が高く、紡織業、金融業等が低くなっています。時期的には、就職後六カ月で就職者のほぼ一五・二〇％、一年で二五・三〇％、一年半で三〇・三五

％の範囲で離職しているようです。

離職理由では、事業主側から解雇された者は一三％前後で、他の八七％は自己退職によつています。年少者の回答によると、作業内容、労働条件、設備環境に対する不満が四〇％近くみられ、能力、体力、興味、等が仕事に合わない者が約一五％、人間関係の不調が一〇・四％、将来その事業場で安定できそうもないという不安から九・三％、家庭の都合によるものが七％となつています。

これらの年少者のいうことと雇用主の回答の間には相当な開きがあり、まだ就職して日の浅い年少者と雇用主の人間関係がしつくりいつていないことを如実に示すものといえます。いかにしたら定着性を持たせることができるか。次のような問題点があげられます。①中学校での職業指導の徹底、②就職時における労働条件の明示、③就職後の補導の徹底、④中小零

細企業主に対する労務管理指導⑤年少者の特殊性とその取扱い指導の普及徹底等です。

また、これら年少労働者の早期離職防止策と相まつて、離職年少者に対する適切な生活相談指導を加え、再就職の促進策を積極的におし進め、離職による心理的動搖期にある年少者が不良化への途を歩まないよう早期の保護施策が考えられなければなりません。

一一、労働基準法は守られているか

終戦後、労働者の基本的権利の確立および労働者の地位の向上を積極的に実現する新しい指導理念と基本方針に基いて、労働基準法が制定されました。

基準法の施行によつて労働保護水準は一挙に国際的水準にまで高められ、かなり広範囲におつて労働者の保護が図られるようになりました。そして、特に女子と年少者についてはその身体的特殊性にかんがみ、詳細な保護規定が設けられています。基準法にいう年少者とは、同法第八条に規定する工業はじめ十七業種の事業に使用される満十八才に満たない者で、同居の親族のみを使用する事業場や家事使用人についてはその適用は除外されます。したがつて、多

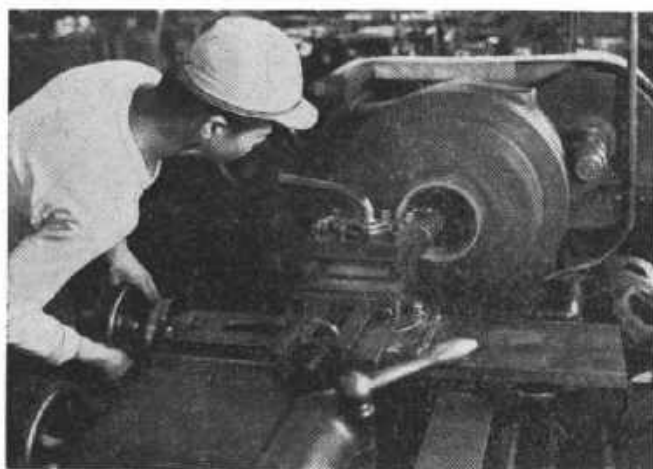
くの家業従事者などを含む年少者の範囲とは一致しません。現在、適用事業場に働いている年少労働者は九〇万人を数えています。十四才から十七才までの有業年少者の約三分の一にあたります。年少者は心身の発育途上にあり、且つ将来の健全な労働力の培養の見地から、一般成年労働者より厚く保護されなければなりません。したがつて監督機関の監督も年少者については周到に行われることになります。

昭和二十二年九月、労働基準法が施行されて以来十年余を経た今日、はたしてこの法律の趣旨が完全に徹底し、遵守されているでしょうか。昭和三十二年五月臨時労働基準法調査会が発表した答申によると、必ずしも肯定できない

状況です。すなわち「わが国企業の大部分を占める中小企業特に経営基盤の脆弱な零細企業等を含めて考えると法の定める最低労働条件と、企業における現実のそれらの間には、戦後経済の回復と十年になんなんとする労使並びに監督機関の努力にもかかわらず、なお相当の懸隔があることは、いかなながら認めざるを得ない」とのべて、もつと現実を深く掘り下げて諸般の施策を検討すべきことを指摘しています。

この調査会が調査した基準法違反状況をみると年間における違反件数は三〇余万件、何らかの法違反の存する事業場は監督された事業場の五〇％、そして、これらの違反の大部分はその時一応は是正されるかも知れませんが、全体としての法違反状態は必ずしも改善されていないようです。

年少者関係の違反件数を基準監督年報によつて調べると、年々減少してはいますが、昭和三



(旋盤にとりくむ少年工)

十三年は延二二、〇七三件となっています。内容ではやはり労働時間に関するものが最も多く一二、一四六件（五五％）次いで休日に関する違反で七、六三四件（三四％）深夜業が一、三六〇件（六％）最低年令三九五件（二％）その他五三八件（三％）といった状況です。

また、これを事業場規模のうえからみるとやはり一〇〇人以上の大企業より小規模事業場の方が違反する傾向が高いようです。監督を実施した事業場に対する違反のあつた事業場の比率（違反率）をみても、昭和三十三年の定期監督実施結果では、一〇〇人以上が四八・三％、九人～一〇人のそれは六七・二％、九人以下では六四・一％と小規模の事業場が高い割合を示しています。

ところで、労働基準法の崇高な理想も、実際にまもらなければ空文でしかありません。毎日の労働が正しく規制され、使用者も労働者も共

に基準法の根本精神を理解し、これを遵守することによつてはじめて理想が達成されるわけです。さききのべたように年少者関係の実違反では、労働時間、休日、深夜業に関するもの、および最低年令未満の児童の使用に関するものが最も重要な位置を占めていますが、経済界の不況につけ、あるいは安易な手段として最も抵抗の弱い年少者にその犠牲が求められるとするならば、年少労働保護の上から法の精神にもとるものとして厳重な警戒を要するでしょう。

心身ともに未熟な年少者は、できることなら悪い労働条件や労働環境のもとで働いたり、過激な労働に従事したりすることなく、より幸福な労働生活が持てるよう保護されねばなりません。当面の対策として

①労働関係機関は、年少労働者の特質にかんがみ、最低労働基準が維持せられるよう適切な指導を実施すること。

②中小企業においては、事業主が労働基準法の内容を知らないためその違反が少なくない事態が見受けられるので、関係機関は、その周知をはかるとともにその遵法と合理的運用によつて年少労働者の作業意欲と能率の向上がもたらされるよう指導すること。

③②に関連して、近代的な年少労働者の労務管理がなされなければならない。このため、中小企業における年少労働者のための労務管理手引を作成し、これに基づいて具体的な指導を行うこと。

等々があげられます。監督行政の面でも一律に違反行為を摘発して罰するのではなく、もつと現実に対応した段階的指導が望まれ、現に実施されつつあります。

一一、その歴史をかえりみる——その一

なぜ、年少労働保護が大切な。それは、いまさらいうまでもありませんが、『年少労働の歴史』をひもといてみると一層明確な回答が得られます。

年少者の労働のおこりは、人間が生活資料を得る手段として労働をした大昔にまでさかのぼると思われまゝ。昔、世襲的に職業の伝習が行われた時代には、誰も年少のころから仕事をしこまれて、一人前になつたものです。近年まで行われた年少労働の一形態である徒弟制度はこの遺風です。大工、左官等の技術職では現在もなお行われています。

農業、漁業は人間が最初に覚えた職業ですが、古くは家族の協力によつて行われ、家族労

働の一員としてこどもの労働力は早くからあてにされてきました。古代でも庶民のこどもの中には他の家へ住込みや通いで働きに行く者なども少なくなかつたようです。しかし、この時代については文献がなく、くわしく知ることができません。

平安時代の文献によると、当時の農耕には牛が用いられ、その牛飼の多くは小童の仕事でした。牛の背に横のりして笛を吹きつつ家に帰る小童の日本画などが、時折美術展に見えますがこれも単なる絵ではないようです。また、娘たちは、桑の葉を摘んだり養蚕の世話などをしていました。「梁塵秘抄」の中には、舟夫の見習いや手伝いにも童がみられたと記録されています。

す。

職業世襲の傾向は、中世（鎌倉時代以降）の封建社会では一層強くなり、身分の差を作り出した。そして下層階級のこどもの多くは労働力の供給源として、誘いかや人身売買によつてかりたてられていたのです。かの有名な安寿と厨子王丸の話や謡曲の中にも、このような当時の状況を実証するものがあります。封建時代の社会では、親の権力がだんだん強くなり、こどもの地位は低く、したがつて孝行の道徳が重んぜられました。家が貧しくなつた場合は、自分のこどもも商品として売買されていたのです。こどもも、売られて行くことを至上の孝養と思ひ自ら進んでひどい労働に従事していきました。このような誤つた道徳観念の時代には、人身売買は絶えません。いま、民主主義の時代になつてもなお多くの人身売買事例が発見されるのは、まだ一部の人々の心には前時代的な封建思想



（織機に若い命をかける女子工員）

想が断ち切れずにのこっているからです。それが近代社会に深まる貧富の差と相まつて、貧しい人たちに、この種の事例を絶やしません、法律の上からみると最初に現われた労働保護法は人身売買の禁止に関するものでした。国の内外を問わず、人身売買に関する規定がいくつとなく作られてきました。

古代の人間は、手道具を用いて物を生産していました。金ヅチだとかクワを使つて労働する場合には、人間の意思により労働を調節できました。ところが産業革命によつて機械が発明されてからは、人間が機械を動かすのではなくてむしろ機械が人間を動かすようになりました。ここに、近代文明時代の労働が問題にされる理由が生れてきたのです。

十八世紀後半、産業革命が起つたのはイギリスからです。それはジェームス・ハークリーヴスのジェニー紡績機の発明により、紡績工業に

始まりました。機械の発達は生産過程をしいに分業化し、簡易化します。したがつて、特に年を入れた熟練を必要としない、年少者や女子にでもできる仕事が多部門に生まれました。そして、さらに賃金が安くてすむ年少者や婦人の労働力がよるこばれ、企業経営の上に重要視されてきました。

元来、イギリスは牧羊の国であり、中世には羊毛が主要輸出品でした。しかし、十五世紀ごろからごく小規模の手工業的に織物の生産をしていた「元機屋」が存在しており、農村の身近かな家内工業として婦人やこどもの多くはそこで紡績を仕事としていました。

産業革命の大きな特色は動力の発明です。いままで人力でやつていたことを機械によつてやるように変つたのです。当時は水力と蒸気が主な動力でした。そのため、工場の立地条件も山中の河川のある傾斜地が最適とされました。し

かし、最初工場が人里離れた山中に設けられた時は働き手がなく、労働者が集つてくれませんでした。そこで大都市の救貧院に收容され、親や社会から見すてられている孤児や貧児を数十人、または数百人ずつ一団としてつれて来て働かせることにしたのです。つれていつてもどこからも文句の出なかつたこともたちです。

これらの貧児は十四、五才位までで、中には五、六才の幼児さえみられたとのことです。みんな工場の寄宿舎に入れられ、きわめて粗末なバラツク建の部屋に起居していました。衣服も粗悪で、その上労働時間は一日十二、十六時間にも達し、衛生状態も悪く、伝染病や怪我のため倒れるものが非常に多かつたようです。

この悲惨な状況が、やがて社会に知れはじめました。世論の強いイギリスですから、この悲惨な状態に沈黙してはいようはずがありません。

ついに一八〇二年「徒弟の健康及び道徳に関

する法律」が制定されました。これが、イギリスにおける工場法の最古のものであり、また年少労働保護法の最初のものです。しかし、実際には内容も簡単な規定にすぎず、貧困法の延長したときもので、あまり力がなかつたようです。

こうして、現代につづく過程において年少者や婦人が労働市場に進出しますと、そのため成年男子の失業問題も生じてきます。また、逆に年長者や成人の失業にもなつて、年少者の賃金の安さが使用者に歓迎され、一層成人の失業が増加します。

この悪循環の結果は生活力のない弱い年少者にしわ寄せされ、より劣悪な環境へ追いやることになつてきました。年少の時代にいたためつけられた大人が社会を支える立場になつた時、社会は大きな傷を受けなくてはなりません。これは重大問題です。

イギリスの労働史上忘れてはならない人にロバート・オウエンがいます。彼は婦人や幼少年の労働者保護ために生涯を捧げた偉大な先覚者です。自ら工場を経営し、得た体験によつて、「工場労働者の最低年令を定めること、少年労働者の労働時間を制限すること、この規定を実行するために政府の監督官を設けること」等具体的対策をあげて工場法の制定を唱えました。しかし、当時の社会はまだ彼の卓見を受け入れるほど機が熟しておらず、実業家の反対にあつて彼の工場法は実現せずに終わりました。

その後、一八三三年にイギリスにイギリス工場法が成立し、同時に工業監督制度もしかれ、漸くオウエンの希望と卓見が陽の目をみました。

わが国の工場法はそれから百年余り経つた一九一一年に初めて制定されたものですが、その中でも、年少労働の保護に関する規定が大人の

それに先んじてうたわれています。今日では児童は憲法によつて酷使から保障され、労働基準法では特に一章を設けて保護の徹底が意図されていますが、ふりかえつてみると以上のような歴史的経緯をたどつてきています。

その間には、多くの偏見や迫害にくずれず、人間の権利と生活を守ろうとした人々が、いく人か見られます。その卓見は直ちに生きなかつた場合でも、一つの底力となつて社会を前向きに導き、より高度の社会へと押し出す力になりました。岸田国士の書いたものの中の「一人では何もできない。しかし、まず一人が始めなければ、何もできない」という言葉を思い出します。「一人」の勇氣を持ちつづけたいものです。

一三、その歴史をかえりみる——その二

貧困——これはどうやら日本の社会から抹殺できない言葉のようにみえます。疾病、失業、犯罪など社会問題の根は、直接貧困につながる場合が多いようです。貧困は、「力のないものが住みつくねぐら」であり「自業自得」であるというような、一部の持てるものたちや、その他の人々のもつともらしい修身論もありますが、骨がらみになつてゐる貧困から、抜け出せる気力と希望を失つてゐる人びとをより深い泥沼へおとし入れるだけの値うちかない言葉です。

士農工商の身分制度がはつきり現われ出した江戸時代には、農民が最も貧困のどん底へ落されていました。身分上では武士の次におかれていましたが、実際は、年貢取立ての口実とされ

て、「百姓と菜種はしげばしほるほど油がでる」といわれました。当時は貨幣経済が發展してきたため、経済的実力は商工階級、つまり町人階級に占められ、農民は重い租税に苦しみ、生きることがやつとでした。加えてこの時代には享保、天明、天保などの大飢饉があり、多数の餓死者や困窮者を出したのです。このように窮乏と圧政にたえきれなくなつた農民は、遂に団結して為政者と争うようになりました。これが百姓一揆です。

江戸時代を通じて、人身売買は幕府や諸藩のたびたびの禁令にもかかわらず、盛んになり、遊女や子守りに身を売る者が多くみられました。貧しい農民は、娘を売つたり、妾奉公や子

守奉公にして、暮しのたしまえや口べらしとしたのです。

子どもたちは、六、七才からぼつぼつ一家の労働力の一部となつて働きはじめ、十三、四才になればいつぱしの労働力として取り扱われ、水汲み、縄ない、わらたたき、田植には十二、三才で牛馬の鼻どりをする少年もいました。女の子は炊事、掃除などの家事労働のほか、

守とゆうものは浅ましいものよ、

道や街道で日を暮らす。

守が守せず、子に怪我さして、

家に帰れず、軒に寝た。

と、後の世まで子守歌として残つたような暮らしでした。これが誘かいや人売買によつてあつせんされていたことも前回のべた通りです。

わが国の農家は小作農がきわめて多く、しかも零細農家が圧倒的です。ほとんどの農民は、年間労働の収益も地主や武士に吸いとられてし



(一人前の大工職を夢みてノミをふるう少年たち)

まいりました。このように農民は自らの怠惰の結果ではなくして一部の支配階級の悪政のもとでだんだん貧しくなつていきました。そして終戦後の農地開放が行われるまで、一枚の田畑も自由にはならない状態でした。

明治維新は、日本資本主義発展の時期でした。鎖国政策のためにすべての面で、西欧諸国から遅れていた日本もこの時代にいろいろな面で一気に飛躍しました。近代産業の流れこみと発達にもなつて、労働者数も急激にふえてきました。英国の産業革命より約百年おくれ、発端は同じ繊維工業によつて日本の産業革命期がやつてきました。

ところが、日本の賃金労働者の発生は英国の場合とは根本的に違つていたのです。これについては賃金労働者の前身である農民に目を向ける必要があります。英国の零細農民は土地を追放されて離村し都市に移り、徹底した賃金労働

者に変つていきましたが、日本の賃金労働者はそのほとんどが農村からの「出稼ぎ」ものでした。したがつて、女も男も帰農の可能性の強い一時離村者で、永久の賃金労働者ではありません。ここに大きな相違があり、労働運動の発展し得なかつた（現在もなおかつ）問題点がひそんでいるのです。

労働者といえば、下層階級、貧困者という概念は、日本では歴史的にみても必然的経緯のようです。明治時代の賃金労働者は圧倒的（六、七割）に弱年未婚の女子労働者が多く、当時の中核産業である綿糸紡績、生糸、織物の三部門に集中し、明治三十七年に出された「工場調査要領」によると、女子労働者中十四才未満のものは紡績工場や力織機を使用の織物工場、つまり工場工業化した作業場ですら、その総数の一二%にも達しており、その他の手工業的織物工場や製糸工場では一六%に達していまし

た。その他ガラス、だん通、マツチ工場等に多くの幼年工が使われていたといえます。

紡績工場の女工については特に、「最幼者ハ通常十二才ナレドモ其レ以下九、十才位ノ者之レ無キニ非ズ」とあり、また「だん通工場ニ於テハ十二、三才以下八、九才位ノ幼者ハ職工数ノ約一割ヲ占メ中ニハ六、七才ナルモノアリ」とのべています。これらの幼年工は農村からの出稼ぎではありませんが、大部分が都会の貧困家庭の子女であることは想像できます。糸姫の実態を描いた「女工哀史」や「職工事情」は、当時の実情を知る資料としてあまりにも有名なものです。

このような資料からうかがえる労働からは立派な製品が生まれようはずもなく、夜業によつて生産された製品の中からは不良品が多く発見されたという状態でした。

資本家はすでに開拓されていた欧米諸国の市

場へ伸展するため製品の価格を下げました。これが国際的に有名な日本商品のダンピングのはじまりです。そのために労働者の賃金はきわめてわずかな「おなみだ金」に保つておく必要があつたのです。しかし日本産業発展の大きな観点からみるならばこの方法は自滅を招くものとして当然改められなければなりませんでした。

そこで現われたのが明治四十四年に制定された「工場法」です。この法律では二つのことがらを定めています。その一つは、いわゆる保護職工として女子と少年工を長時間労働、夜業及び危険有害業務から保護するもので、最低年令十二才の拘束時間十二時間、午後十時から午後四時の間の就業禁止、一月二回休日の規定等を定めたことです。しかし、この夜業禁止については、当時紡績女工の深夜業は経営上、切り離せないものであつたために資本家側の強い反対があつて施行できず、十五年間の猶予期間が設

けられています。

この規定は、工場法の「画竜点睛」ともいわれているのですが、実際にはこの法律全体の施行が大正五年九月一日まで持ちこされる結果となりました。もう一つ、この法律で定められたことは職工全般に扶助制度を規定したことです。

わが国の労働保護立法が英国のそれと異なる点は、年少者の保護として発足したのではなく、年少者と女子とを含めて「保護職工」として発足したことにあります。この点はいち早く女子労働者の保護をとりあげたという意味では一応革新的のようにもみえます。しかし、年少労働者の保護が、ある面では性質を異にする女子労働者と同じに取り扱われたという意味から、実質的には年少者の保護を欠く危険を内包しているといえます。

このように工場法は、女子、年少者の労働保

護が中核となつて成立したのですが、予算の裏付けに乏しく、数回の改正もあまり効果なく終戦に至るまで施行されてきました。国際労働会議でもたびたび児童労働の問題が取りあげられ条約も結ばれています。

歴史的にみても、児童労働の保護は、全世界の関心事になつてきました。わが国ではまず憲法によつて年少者が保護されるようになり、幾多の経緯をたどつて保護立法も労働基準法の制定によつて完成された形になりました。

一四、福祉活動——意義と現実

「福祉という言葉、戦後できたのですか」とたずねる人があります。近ごろの「福祉」ばかりがそう思われるのでしょうか、この言葉、詩経などにも見える古い言葉です。「福」も「祉」もしあわせ、さいわいの意で、祉福、福利、福祉などみな同義語です。本来「神からさずかつた幸福」の意を持っています。「年少労働者に幸福な生活をさせる」というところを「福祉をはかる」と、ひねつたまでのことともいえません。

しかし言葉にはそれが使われる時代の社会情勢が反映して、それが本来の意味の周囲に天ぷらのコロモのようにくつつき、味わいが複雑になる場合がよくあります。「福祉」という言葉

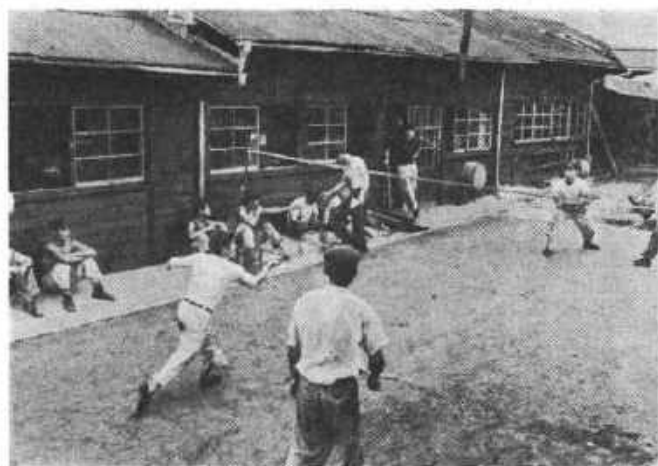
がそのいい例です。

「幸福」には他からそれを測る物さし、基準はありません。個人の心象の中ですからカメラオンが環境で色を変えるように「幸福」の基準は変転するものです。しかし現在の感覚でいう「福祉」という言葉には、ある基準があるようです。例えば竹の柱にカヤの屋根で戸口から流れこむ霧を「不断の香」と観し、屋根洩る月光を「常住の灯」と楽しむ人があつて、その人にとつてはけつこう幸福でもないという福祉にはあてはまりません。つまりは現社会の精神的物的全生活の平均水準を基底として考えられる幸福、それが福祉という言葉の今日性とでもいえますしょうか。

したがって個人生活の好みと関係なく、しかしその水準から見て好ましくない個人の好みについてはそれを変えさせるほどの力を持つていて、社会全体の全生活の安定を保ち、あるいは引き上げる。そうやってつくりあげる個々の幸福、福祉という言葉が本来の意味を越えて使われる理由がそこにあるようです。

福祉国家といえども単に国民が幸福に生活できる国という意味ではなく、一定の基準あるいは以上の幸福な生活を国民に約束し与える政策をとっている国ということになります。したがって、現在いう福祉という言葉は広い意味での社会保障と一体のもので、個人が持つ能力や機会の範囲内で得られる「幸福、さいわい」とは、それをつくりあげる過程において異なるものです。

さらにもう一つの「福祉」という言葉の条件は「幸福」はあらゆる生活階層の人びとにそれ



(余暇をたのしむ年少労働者)

それあるものだとしても——てつとり早くいえば貧乏人にもそれぞれの状態の中で幸福感を味える機会があるということです——金持ちでの幸福感とその感じ方は同じでも、目の前の物的条件には雲泥の差がある場合が多いでしょう。しかし「福祉」という言葉の使い方には、そういう階層別の状態での幸福を、幸福と見なさないきまりのようなものがあります。「福祉」は貧困者も労働者も含めて国民全体の幸福を同じ基準からながめようとしています。現実にはその「福祉」もなかなかうまくいきません。

一例として生活扶助の中成人男子一人一日の食費が一級地で光熱費を含めて夏期で百円にならず。冬でも百円そこそこ（四級地では夏期で七〇円たらず）では、すでにご存知の通りですが福祉の実現には政策上大きな問題があります。

ただ、しごくあいまいな、そしてあいまいなままに使いなれているこの言葉の今日の意義

を、あえて定義づけてみるとこんなことがいえるといふわけです。

年少労働者の生活を考えても、教育、娯楽、衣食住など各方面での援助をし充足しなくてはならないが、労働者なんだから学生よりある程度低いものでも満足しなくてはいけない、という考え方で進める福祉は、近代的な意味での「福祉」とはいえません。「仕事はつらいが就職できない人にくらべれば幸福だ」という考え方がまんじりうえでの自慰的幸福感にのつたような福祉政策はごまかしです。「福祉」には国民に共通した高度の目標があるのです。

日本の中小企業は歴史の重いクサリをいまも引きずっています。そのうえ、どの中小企業対策もこまざれ中途半端で、対象となる患者は生きられず死にもできず、下世話にいえば「抱いてねもせず去り状もくれない」扱いです。ある民生委員の大会でも「壮年男子一人百円たらず

(光熱費を含めて)の食費で、どうして健康を保てるか、その献立表を見せてくれ」と当局につめよつた人がありました。そういう福祉の現状です。

しかし、最近まで貧しい親たちからも、また雇用主からも置き忘れられていた中小企業の年少労働者に対して、いささか目が向けられてきた傾向は、それを素直に共によりこび、芽を育てていきたいものです。その動きは昭和三十二年あたりから表面に、具体的に現われてきて労働条件の改善や向上から日常生活の各方面について波及してきました。

こうして中小企業の経営者を動かしただけは現実の社会情勢、その中でも年少労働者の質的变化です。自我ばかり強く、理くつやで学校教育がわるいのだという雇用主もまだ多くありますが、それにもかかわらず動かされたいではない、現実に動いたということ。しかし、

やむを得ずでも、雇用主が革命的な勇氣と努力で新しい時代に乗つて進もうとする決断は十分汲まなくてはなりません。

昨三十三年あたりからは、その動きに呼応して民間団体等では、定期的に勤労青少年を対象とした娯楽や教養の集りを計画したり実施しているところも出てきました。

この動きに対して年少労働者が示している積極的な参加の熱情と期待をみても、今後、これを受け入れる器がより大きく豊かであることがのぞまれます。

現在、各地域、各業種ではじめられている福祉活動の大すじは次のようなものです。

①業者団体等ではじめられているもの。

個々の経営者では実行しにくいいろいろの条件を団体の力で解決し進めているのが、現在の活動の特長です。

○教育訓練、教養、娯楽、スポーツ等を内容と

している「店員講座」「従業員講習会」「レクリエーションの会」「野球チームの編成」「映画割引制度」等週休日、一斉休業日の余暇善用の援助も目的としています。

○住宅問題の解決のためには、共同宿舍が数人の同業者の共同店舗に付ずいして設けられる。という例が出てきています。従業員が比較的多数のところでは一事業場で設けているところもできました。

○経済生活への援助としては、映画割引等娯楽の機会への援助にともなうのもありますが、理髪や美容院等の割引制度を実施しているところがあります。

○人間関係、特に労使間の人間関係を明るくするために使用者やその主婦を対象とした年少労働者の扱い方の講座等が開かれています。このような福祉活動の基盤として、労働条件、とくに休日の制定が急速にすすめられているの

はご存知の通りです。

②民間団体で行っているもの。

主として娯楽、教養の内容を盛つた「つどい」ですが、一方、各種の事業場に少数づつ分散して働いている中小企業の年少者に、交流の機会、友人を持つ場として非常によろこばれています。現在、東京で二、三カ所です。

③その他、関係官庁では、かねて進めていた労働条件の改善、向上の指導援助のために、地域的に福祉員を置くことをすすめたり施設を開放して勤労青少年の休日善用の催しを行ったりしはじめています。この一月には名古屋に最初の勤労青少年ホームができあがりました。

段階的ではありませんが、このような福祉への動きが目的をそれにより多くの年少者の利用しやすい形で進められるように、援助し見まもるいまはその段階です。

一五、福祉の骨格——私生活

(私生活の確保)

年少労働者の福祉については現在いろいろなことが行われはじめていますが、その考え方の基礎となるものは「私生活の確保」です。

それは大半、使用者の責任において、若手は年少者自身の責任において実現するものです。

大人の場合には息つくひまもないような仕事の中でも、意識して自分を解放し、その烈しさからいつとき身を引いているチエを持つています。大人の図々しさかも知れませんが、それが疲労の重なりを防ぎ、平均して仕事をすすめる安全弁にもなっています。そしてまた大人は気分転換の術を心得ていますから、「どうです、帰りにいつばいやりませんかね」などと妙

な手つきをしてひそかに話しかけてる私たちの仲間もよくみかける図です。特にいやなことになかった日でも、心にたまつた一日のアカが、こうして一ぱいのアルコールに溶けていく効果もあるでしょう。

年少者はこんな器用なまねはできません。そこで私生活をつくつてやらなくてはなりません。そのために労働時間や私生活の場所あるいは私時間の自由さなどの条件は、福祉を進める土台となるものです。

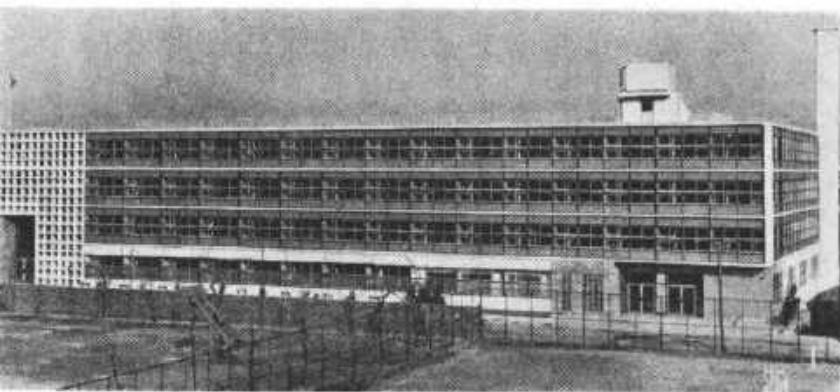
商店等の従業員のために使用者とは切り離された共同宿舎が考えられ、現在数カ所が実現しているのは私生活の場所を確立するという点でよろこばしいことです。その原因もまた業者自

身が肌身感じはじめた「いまの時代の風あたり」でしょう。それをあげてみれば――

①大きな原因は、商店が、その非近代的労働条件や労務管理のために、年少者にきらわれるということです。そこで自主性と生活の自由を尊重するたてまえから、なお一商店では困難なその住宅問題の、この両方を解決し、すぐれた従業員を招き育てようとするものです。

②なお、業者心理の内部には、多忙な日常の間に、扱いにくくなつた年少者を十分に管理監督しきれず、職場でのことは別として私生活の方は共同管理監督を中心とした自治的なやり方にまかせてもいいという気持もあるようです。

しかし、東京の二地区の商店会が一、二年前から計画しているような大規模のものは、資金や土地（土地には店に近い場所という制約があ



(名古屋市にてきた愛知県勤労青少年ホーム)

り、独立住居でも店の近くに置きたいという考え方の中には一般勤労者とは、やはり違う見られ方があるようです」の問題から、大変な努力がいるようです。最近、問屋街の一家が従業員の独立宿舎を建て、設備をととのえてよろこばれています。「共同」の意味にも、各店従業員の共同と一店のみの従業員の集団共同生活とがあります、ここでは前者の意味です。

大阪では船場問屋街で、二店あるいは三店が共同して店舗を新設し、その二階または三、四階を各店従業員の共同宿舎として設備したものがあります。カケ声もあまりきかないうちに実現しています、こんなところにも大阪商人の機と利をつかむさばやさが見えるようです。そのほか六軒の商店の共同店舗にともなう共同宿舎というのが福井市にできました。しかしいづれも、店外に独立建設をするところまではいかないようです。その意味では、東京の計画は全

く新しいものを持つていて、その実現は、私生活の自治の面と共に、テストケースとなるもので期待されます。

学生は同年輩の友人の中で一つの社会性を身につけていきますが、そのちようどいい時期に、中小企業の年少者は機会少なく生活しています。共同宿舎の集団生活の中でそのような社会性と生活の自治、年長従業員と年少者との間の青年らしい友情の交換などが生れたならば、共同宿舎の効果は大きなものです。その中から、社会の中の私生活の規律と豊富さをどう組立てるか、学びとすることも自然にできましょう。これは共同宿舎運営の宿題としてあげられるものです。

（全国の市長さんへ）

商店等の週休制や一斉休業が一部では大英断のもとにはじめられ、しかし大かたは踏み迷つ

ていた一昨年頃、多くなる休日の使い方の指導がなくては不安だという意見が使用者ばかりでなく一般の人々からも強く出ました。

休日には私生活ですから自由に使うもので、大人のつくつた一つの型にはめ込むのは間違いですし、第一そういうものの中でおとなしくしている年少者でもありません。そういうきめつけ方よりも、年少者が快適に休日を過せる場所をつくつてやりたいものです。知合いも友だちもなく、自分の部屋では楽しむ何もないという住込みの年少者などが、気らくにいけるのは映画館くらいという現状を知つてもらいたいものです。

そこで、自由に遊び、本や音楽の設備もある、眠るためのキャンパス・ベッドくらいもあるという場所、こんな「働く年少者のホーム」とでもいうものがあつたら、映画ばかりに時間をつぶさないで、あるいは町中をウロウロする

だけで休日が終わってしまうこともなくなるでしょう。

全国五三〇余りの市にこんな施設がほしいものです。婦人会や青年団の人びとの仕事としてホームでの年少者の面倒を見てくれることもできましよう。町ならば町会事務所などに併設して、小じんまりしたものができないものでしょうか。

(第三者のねうち)

あえていうならば、両親以外にその子を愛してくれる大人が近くにいない子どもは不幸です。子どもは両親の生活態度、社会観にまもられて育つと同時にそのワクの中にとじ込められています(自我に目覚める時期の親への反抗や批判を思い出してください)。子どもがものを考えはじめるとき、第三者の良識と子どもへの愛情を持った大人が身近にいるときはできごと

を広く、冷静に理解させる援助をしてやれます。ちやうどその年令で職場という非情な社会に置かれた年少者には、ことにそういう大人が必要です。年少者の生活文の中にも、そういう大人が身邊にいたために、一つ一つ青年期の壁を突きぬけ明るく歩み続ける話がいくつか出てきます。

いわば年少者の精神的福祉はそのような大人の存在で開かれ育てられていくものです。

(もう幼児ではないから)

年少者の人間像は幼児と大人の中間の、こつけない形をしています。どこかが突拍子もなく大人で、どこかは全然赤ん坊です。

そこで、修身やいわゆる道徳教育などというものではないけれども、生活の参考として何かを示して見せることはいいことです。

その中で大切なことは生活の規律と人間関係

の処理の仕方でしょう。考え方は自由で豊かに明るく、日常には規律のある人になつてもらいたいものです。このような指導は、個々の職場で上手に教えていくと共に、抵抗なく受け入れられるのは教養講座などで行うことがいいでしょう。

福祉が流行のようにはじめられると、本質を抜かした現象ばかりにとらわれがちです。まだ歩み出したばかりのところ、このような骨格を、装飾をとりはらつて眺めてみる必要があります。そして対象となる年少者から目を離さずに、その動きに応じて福祉は進められるべきです。

「福祉」は、これからの問題ですから。

一六、長欠就労児について

年少労働者とは、端的にいうと義務教育を修了して実社会に働きに出た満十八才未満の年少者を指しています。憲法を基礎とする法律面からみても、中学校までの教育課程はすべての日本人に施さされるべき最少限のものです。その課程を終えてはじめて社会人として就職するところが認められるわけです。

いままでお話したように、さまざまな問題があるにもかかわらず年少労働者は「幸運にも」この義務教育の課程を経て社会に出てきた人々でした。いささか皮肉めいてもいますが「幸運」というのは、社会的にみて、それ以下の環境に置かれた働く年少者が存在するからです。この項以後ではそれにふれてみましょう。

まずその第一は長欠して働いている子どもです。

義務教育の網の目からこぼれ落ちているその子どもたちは全国で二十万人もあるかと推測され、その中には種々な事情から働いている児童が半数近くもみられ注目されます。

労働基準法では満十五才未満の児童の就職については例外的に条件をつけて認めています。が、これもあくまで義務教育を主眼において勉学にさしかえない範囲内で許すということです。しかし、長期欠席して働いている児童についてはそのような許可は与えられません。義務教育を受けるべき児童であると同時に、現に働いている労働者であるという二重人格の特殊な

存在です。働いていてもいわば労働社会の日蔭者として扱われ、労働者としての保護も、学童としての訓育も受けられない立場におかれています。どうしてこのような状態に追いこまれたか、児童たちの声を卒直にきいてみましょう。

「生活が苦しいので働きに出たものの、毎日の仕事は非常に疲れます。誰だつて好んでこんな職場に働いていたくありません。生活の心配がなく、事情さえ評せばわたしは学校へ行きたい。」(近畿地方不当雇用調査から)

また、他の児童は、朝、職場へ通う途中同級生がたのしそうに鞭をさげて登校する姿をみながら、

「友だちが、何の心配もなく学校へ行けるのがうらやましい。わたしもお父さんさえ生きていてくれたら働きに行かなくても済むのにと、どんなに思いかしれません。そしてなぜ、わたしだけがこんなに苦勞をするのだから、



(こんぶ取りをする児童)

うと考えるときがあります。」（近畿地方不当雇用調査から）

と訴えています。

長欠の児童が働く原因については「家庭の貧困」「親の無理解」「学校ざらい」等いろいろあげられますが、大きく分けて二つになります。それは病気等児童自身に原因のある場合と、家庭の諸事情からやむなく働いている場合です。婦人少年局の過去数回の調査によると、この「家庭事情によるもの」が圧倒的に多くなっています。

「この地方の人々は、金もうけには大変熱心であるが、教育等に無関心な人が相当多く、子どももその親たちも、また使用者も無頓着で、長欠不就学の子どもがたくさんみられる。小学校のうちはぶらぶら遊んでいるが、中学校へ行くようになるとみんな働きに行く。」

これは大阪で聞いた話ですが、この地方の大人たちは学校を卒業するともう義務教育を終了したものだと思っています。児童も十二、三才になるともう子どもではなくて一人前の労働者として働くことを要求されるのです。

全国的にみて、長欠就労児童の多く発生している地域をみると、産業構造上からもそのような児童を受け入れる特殊な社会基盤が醸成されているように思われます。青森県の太平洋岸の漁村における「いかつり」に、奈良の草履やスリッパ、鼻緒製造業、大阪の繊維工業、岡山の釣り船に乗って働く「かじ子」、宮崎の農業労働は特に集団的に長欠就労しているのが目立つ地域です。

このような児童は、職場を訪れてみると一般労働者となんら変らない業務に従事していました。労働時間なども八時間以上が大部分で、十六時間にもおよびます。そのうえ、

低賃金ですから使う方にとつてはトクです。ある事業主は「親に頼まれて仕方なく雇つてゐるですよ。家庭の事情に同情して雇つたのですから、まあ社会奉仕ですね。いけなけりやすぐにでもやめさせますよ。」といつて「恩恵的」を強調しています。その実「単純な仕事だから賃金の安いのは当然だ。たくさん給料をもらいたかつたら長時間働けばいいじゃないか。」と一人前の大人と変らない能率をあげさせている雇用主の悪質さも底にあります。

児童の中には、就職するために履歴書を偽つて書いたり、年令をごまかしている者がみられます。「私は中学校を卒業しているんです」といい張る児童の内心は、もし働くことをやめさせられたらどうしようという不安でいっぱいでしょう。児童の中で八〇%以上のものが賃金で家計へさし出している事実をみても、いかに働くことが切実なものであるかがわかります。

その日の生活にも追われて収入の途を得る必要に迫られ、さいわい？身近かに児童にもできるような軽易な職業があれば、教育の問題など軽々と押しのけられてしまうことは想像に難くありません。

生活保護法による扶助額も一人一月二千元たらずではどうやつて生活できるでしょう。東京のある福祉事務所の厚生課長も「まあこれでは文化的最低限度の生活保障にもまだほど遠しの観があります。現在の段階ではわれわれとしてもこれ以上何ともしようがありません。」といつていました。この扶助額ではまかなえない分を他の社会事業費から暗黙の状態で補うという配慮をしているところも一部にはありますが、ほとんどこの不備な制度をそのまましやうし定規に運用しているようです。

奈良の葛城山の麓は下駄の鼻緒やスリッパの生産が盛んなところです。ここでは村ぐるみ零

細な家内工業の形でやつていますが、数年前までは長欠就労児がたくさんいました。学校当局はもちろん、村当局でもずい分頭を悩ましていました。特にこの地方は未解放部落の問題とも関連して問題を複雑化しています。ところが最近ある村では、その長欠就労児童がほとんどなくなりました。スポンジを打ち抜くポンポンという音が以前は、あどけない児童の手によつて鳴らされていたのですが、今では大人たちの手によつて勢いよく響いています。

その村長が、涙ぐみながらこんな話をしてくれました。

「ある雨の日に、窓越しに校門をながめていると、しよんぼり立つて何時止むともわからない雨空を見あげている生徒があり、目頭が熱くなるのを覚えました。誰も迎えに来てはくれず、着ている着物がぬれてしまえば代りに着るものがない。長欠児童の多いのもそんな点に原

因の一端があるのではないか、そこで私は自分の金で傘を百本買つて学校校へ備えつけてやりました。」口でいうのは易しいのですが、こんな心遣いは誰にもできるものではなく、また根本的解決でもありません。しかしこのように親身になつて考えてやれば長欠就労児童の解決の道も若干ひらいていきます。

学校の先生も頭を悩ましています。原因が児童個人にある場合は積極的に指導に指導できますが、こと生活の問題や労働の問題がからまってきましたと、はたと行きづまつてしまいます。

それを援助してくれる社会福祉機関や労働保護機関まで連絡したならもつと解決の途が開けるのではないかと思われしますが、現状では各々がバラバラの存在でどうもうまくいつていないようです。

民生委員の場合は全国に約十二万人置かれています。民間の篤志家が、他の職業や仕事を

持つかたわらの仕事ですから、全般的にみてその活動もあまり活発ではありません。

労働省では、この保護対策活動にある欠陥に目をつけて昭和三十三年より全国に配置されている千五百人の婦人少年室協助力員をして長欠就労児童の保護対策にあたらせることにしています。活動しはじめてから、約一年余になります。が二百数十名の児童がすでに保護されつつあります。

現在の社会保障制度のもとでは、まだまだ不幸な児童を完全に救うことはできません。即座に就労禁止をしてみても、その後の措置に窮してしまいます。本当に児童自身の立場に立つて各関係機関の総力を集合し解決策を講じてほしいものです。

婦人少年室協助員の行つた活動事例

（茨城・長島ふじの）

—貧しい家庭—

父死亡、母は家を出て再婚、ただし内縁関係である。五人の子どもを抱えて貧困のため門付けなどをして市内に居住している。

Y子は、小学生のころより祖父の家にひきとられ、母の姉である伯母にずっと育てられてきた。祖父は洋傘なおしであるが、耳が遠いので外へ出歩くことも困難なので、実際に注文をとつたり配達したり、するのは伯母である。収入は月により差はあるが、平均すると三千円前後、これでは一人でも容易に生活ができない。

家族は、祖父（六三才）伯母（三九才）の他、伯母の娘（一七才）と息子（九才）とY子（一四才）の五人である。従姉は中学を卒業して醬油屋に勤めて四千二百円を得ている。Y子もこの貧困家庭では、義務教育すら満足に受けるこ

とができず、中学校に入つてからは、次第に学校を休み出し、農家の子守、食堂の給仕、映画館の切符売り等転々として働きはじめた。Y子には実兄（一八才）がいるが、職を探しに上京しかし定職がなく、家庭へ送金することはむづかしい。昨年暮に帰省して砂糖屋に住込みで働くようになったが、祖父を援助することは不可能である。家族は、みな真面目で近所のつきあひもよくいつている。

就労の遍歴

Y子はたびたび職場を変えているが、小学校高学年のときは、農家の子守、手伝い等をしてきた。中学二年ころは市内の某食堂に勤め、出前持をして収入の途を得た。それも長くはせず、三年になつて昨年七月ごろからはニユース映画館で働いていた。

中学校に入つてからは欠席も次第に多くなり三年は一日も出席していない。成績は決して悪

くないが、欠席が多いのでとかく遅れがちで、「私も学校へ行きたいが……。」と働かなければならない身上の不幸を嘆いている。

映画館での仕事は、切符売り、勤務時間は二交替制で、早番は午前九時より五時まで、遅番は午後二時より十時までであるが、不番の時は八時半頃出勤して、掃除その他の手伝いをしてゐる。中学校を卒業してゐないため、他の者に負けまいとしてよく働き、また勝気で頭もよいので館主の信用もあり可愛がられている。

生活苦と取組んで

九月上旬、学校の担任の先生をたずね、出席状況その他家庭の事情を知つた。本人宅も再三訪問し、祖父や伯母とY子のことについて種々話を重ねた。本人とも遅番の日などに会つて登校するように説得する。

現在、映画館をやめて登校すれば、第一に直面するのは生活の問題である。三月までの五カ

月間の生活費の不足と就学にとまなうPTA会費その他の費用はどうしたらよいか、祖父も伯母もそして本人も、それが最大の悩みである。

婦人少年室長にも同道願つて市の福祉事務所および教育委員会を訪れる。生活扶助や教育扶助の適用についてお願いした結果、先生方のお骨折りで、PTAから学費の補助と教科書を借りることができた。

しかし、やはり生活費の問題が暗いかげを投げていたので、伯父と再び福祉事務所を訪れ、係の人と種々話合つて書類を作成、三月までの補助をお願いした。どうも一カ月七千二百円の収入があつては生活保護を受けることはできない。しかし、祖父には補聴器が貸与され、伯母は行商のあつせんを受け、Y子は納豆売りをして切り抜けることになった。この間、民生委員福祉司の多大な骨折りをいただいてここまでこぎつけることができたのである。

――再び長欠――

年の暮が迫り、学校も冬休みになるとき、職業補導教官のお世話でアルバイトも決りそれまでは登校も毎日順調に行われていた。しかし、アルバイトに出てみると映画館の切符売りの方がはるかに労働条件もよかつたので、Y子は学校で探してくれたアルバイトをやめてまた映画館に行くようになった。

正月になつて、周囲の人々が暗着を着て小遣をつかうのをみると粗末な服を着て納豆を売りに歩く自分のみじめさにたえられず、またついに学校を欠席するようになってしまった。

一月中旬より再三本人宅や映画館を訪れ、登校をすすめたが、時には家に帰らぬ日もあるようになってしまった。せつかくの努力も水泡に期すかと思われ、後わずかな学年を何とか終らせてやろうと私はいささか焦燥感を覚えた。

映画館でのY子の勤務は非常によく、館主も

他に人を得られぬまま続けて雇用していた。三月に入つて、中学校から三学期の出席が少いから卒業を認めることはできないとの通告を受けた。これは大変と婦人少年室長にも協力願つて学校で懇談したが、原級とめおきとなつていたのでどうしようもない。しかし、四月からでも登校して勉学の熱意が認められればできる限り早い期日に卒業証書を渡すという学校当局の誠意ある返事を得た。

さつそくS子宅を訪れ、祖父、伯母にその旨を話すと、卒業できなかったのが気にさわつたのか意外な反感をかつた。Y子も絶対に学校へなどいかないという。卒業証書もいらないうつてきかなかつた。もちろん四月になつても登校しない。校門の前で待ち合せて一緒に登校しようとして約束しても姿をみせず、待ちぼうけを食わされることもたびたびであつたが、それでもと思ひわずかな希望を託して説得に努力し

た。

——努力が実つて——

四月も大分過ぎて、若葉も日増しに緑を加えてきたころ、漸く私の努力が通じたのか、ある日、映画館に行つてY子に会うと一緒に登校するといつてくれた。この言葉は私をどんなによろこばせたことでしょう。それから不番の日等に行つたりして根気よく登校に誘つた。

遂に、五月二十九日、Y子は晴れの卒業証書を手にして多難な中学校生活に終止符をうつことができたのであつた。

——ほしい社会保障——

この問題を取りあげたときから私は何か不安と焦燥を感じていた。それは経済的援助もできないでこんな申し入れをしても、それがはたして一家の幸福になり、本人の喜びになるだろうかということだつた。

不幸な長欠児のためにせめて最低の経済援助

ができる資金を調達してそれから就労の問題にとりかかるのではなくてはと、何かそろそろしい自分を感じて心が痛んだ。

しかし、五月二十九日、本人と一緒に中学校の校長室で卒業証書を手渡され、今後の生き方等懇々とさとされる校長先生に、目を輝かせてはきはきと応答するY子を見て、またその帰りに「校長先生つて、こわい人かと思つたら、ほんとにやさしい人ですね。」と、なつかしそうに校舎を見返える本人をみて、この一瞬が、この一枚の証書に託され、これからの本人の長い人生にどんなに大切な役割をはたすか、やつぱりよいことであつたと安堵した。

それにしても、人生の荒波に、流れ出た小舟が寄航する港を持たないのにも似た、長欠のまま除籍されていく児童のことを考えて、せめて義務教育だけは親の愛情、社会の抱擁の中に終らせてやりたいと思う。

現実の貧しさ、それから生ずるさまざまな不幸、その中にまき込まれていく子どもたち。一人の人間がいかに努力しても突き当る力の限界、集団の力で打開していかねばとも考えるが、まだ日本の社会保障はそこまで成長していない。社会性に乏しい私たち婦人層のことを考えるとやはり、文部、厚生、労働の大きな行政力で打開する以外に、現在の日本の貧困を解消することもしなければならない。この現実の不幸が救われる途もないように思う。

その二

(高知・小路花喜)

——長欠の多い部落——

長欠の問題は、いろいろな会合で話題になり論議されている。特に、S子の住む地区は同和地区であり、こうした問題が多い。最近では減少しているが、たまたまある会合で中学校の先生から聞き込み、S子の家庭を訪問してみた。

学校としても、種々手を尽して登校をすすめてきたが、なかなか応じてくれず父親から、金がないからやれぬ、行けるように何とか援助してくれといわれた。しかし、先生も限られた給料の中から経済的な援助はいつまでも続かず、困つていたところであつた。

—— けんかの絶えない夫婦 ——

家族は父母と、小学五年の弟あり、困窮家庭で、生活保護は昭和二十二年より継続して支給されている。目立つた家財道具もなく、炊事道具が部屋の片隅にあるのみ。

夫婦関係はよくない。盲目を理由に父は働こうとしない。母は労働力に依存しているのでけんかは絶えず、母はたびたび実家に帰つたこともある。父は全盲ではなく、漁業の手伝いぐらいはできる。資格はないが、あんまのまねごとをしては賃金をかせぎ、酒代にしている。

母は、失対事業に出て働き、少女は他家の子

守をするといった状況で、細々ながらの収入で生活をしている。弟も、昼食は持つていくことができず、他家のなべ等を盗んでパン代その他にあてたことがあつたといわれる。

家屋は、板の間にむしろ一間あるだけで、ここに親子四人が雑魚寝している。みるからに貧困そのもので同情がこみあげてくる。

このような状況であるから、教育どころの話ではない。まず、生活の保障から手をつけなければならなかつた。

—— 母の弁当づくりから長欠 ——

S子 は農家の子守に雇われていた。四月初めから十月ごろまで続いたが、子守以外の雑用にも使われ、時間の定めもなく、朝早くから夜も相当遅くまで働かされた。その代償としては定まつた給料を貰うではなく、米とか、麦、たまたまわずかの小遣を与えられるのみで、それも全部家の方に足していた。

教育に関心のない人々だから、S子のあわれな状況をみて誰一人同情するではなく、全く忘れられた存在でしかない。最初は、母親のお弁当をつくるために学業を放棄したのであるが、そのうちにだんだん学校へ行くのが嫌になり、生活が苦しくなつて子守に出るようになったのだ。

——ケース・ワークの開始——

昨年十月、最初にS子宅を訪問した時、さいわい父がいたので来意を告げ、面談した。父親は生活の窮状を訴え、援助にすがろうとする他力本願なものには驚く。

義務教育の大切なこと。本人の将来を考えて、生活の犠牲にしないで、是非学校へやるように話したが、この父親には感じないように思えた。

父親のおしやべりには真実のないこと、嘘の多いことを察したが、少女のために一肌ぬがね

ばと思い、私は、この家庭の経済的な問題の解決にのり出した。

まず、学校の担任教員及び福祉教員と相談し、市福祉事務所と連絡をとった。そして父親の身体障害者としての特別補助月額五〇〇円を支給してもらった。

民生委員会、保護婦人会、児童福祉協議会等へ協力を求め、父親の生活指導を少女の地区担当民生委員に依頼した。

また、裁縫の教材の不足等には日赤奉仕団とも連絡をとり、回収衣類の中から真新しい布地などをもらつて与えてやつた。

私どもの町では、さいわいに児童福祉に関するいろいろな機関があり、毎月例会をもつてゐる。この会合では、問題児や、長欠児について次々と話し合い、具体的な解決策を講じている。

S子のケースについても、このような関係機関の協力が得られたので、私どもはどんなに活

動し易かつたかわからない。学校側も私どもに大変信頼を寄せて、協助員という制度がよく認識されたと思う。行政的な縦の連絡も大切だが横の連絡もケース・ワークには欠くことのできない大切な活動である。

—— 明るい解決をみて ——

問題の解決した時ぐらい、満足を覚えることはない。一人、顔がほころびてくる。町で少女に会うと、ニコツと笑つて頭を下げて通る。そのたびごとに私は彼女に励ましの言葉をかけてやる。

どんなことでも問題を一人で考え、独走することはいけないと思つた。あらゆる関係機関と連絡を保つことが、解決の途を早く発見する。不可能を可能にすることも容易であると自信をもつことができた。

最後に要望として、こうした少年少女が困窮の家庭にあつて、その苦しい生活に負けず休ま

ず、学校に通学している者を激励してもらいたい。そして、この後に続く不幸な子弟たちに希望を持たせるためにも「子供の日」等を機会に激励賞、努力賞等贈与されれば、なお一層の奮起をうながすことになる。まだ恵まれない同和地区に対しても、同和地区のS子が救われたことは今後のよい教訓になることを信ずる次第である。

その三

(兵庫・谷口きぬえ)

—— 協助員活動のきつかけ ——

昨年十月頃、隣村のある人に私が婦人少年室協助員として任命されたことを話し、不幸な人があれば知らせてほしいと依頼しておいた。

十二月も終りに近い二十五日に、その人が私のところにやつてきて、「G子さんが、可哀そうだからなんとかしてあげてほしい。」との連絡があつた。

正月になつて早々、私は部落の区長宅に行き

事情をきいてみると、G子は十二月の暮から大阪の実家に帰つてゐるとのことであつた。

三月のある日、A部落（G子の現住所）附近で学校の休日でもないのに子守をしている女の子を見かけたので不審に思い、その子について近所の人になぞねた。どうもG子であるらしいがはつきりしない。そこで彼女の家を訪問して母親に会つてみるとはたしてG子に間違いはなかつた。

「G子を実家に預けていたが、親が死去したため送り帰され、やむなく同居している。貧乏で学校へ出せないのも毎日子守をさせている。」と母親は話してくれた。中学校だけは是非とも卒業させるように勧めたが、到底不可能ともらしつゝいた。

——生活の週歴——

母はG子出産間もなく農業を営む夫と死別した。以後、二女兒を養うため六年間農業を続け

ていたが、生活に困り、二児を預け、現在の飲食店に仲居奉公に出た。

当時、飲食店のあるじ、Kの妻は、精神病で療養中であり、その子ども（三男児）の世話をしながら家業を手伝つてゐるうちに内縁関係が結ばれ、一女兒を生んだ。

昨年、先妻が死亡したが、実家の祖父も亡くなつたので、母はまたG子を引きとり、家で子守をさせていた。この間学校はずつと欠席している。

主人の三人の男児は、G子と母を白眼視し、出て行けがしに邪魔者扱いにするが、主人は見えて見ぬふりをして何もいわない。籍はいれていないので、全く居候である。母が主として店を経営し、主人がブローカーをして生活をたてているが、主人が酒好きであるので経済的にはあまり豊かではない。

G子は、この家庭で落着くこともできず困つてゐるやさき、尼崎の天ぷら屋に子守として世

話するといふものがあつた。成長すれば親の自由にさせないという条件で、一月十日頃連れて行かれるといふので、あわてた母親は何とかしてほしいと泣きついたのである。

—— ケース・ワークの概要 ——

三月六日、尼崎で開かれた婦人少年室協助力会の席上、婦人少年室長にG子の話をして措置について相談した。

三月七日、G子宅を訪れ、調書を作成。十日過ぎに、ある人のところに奉公に出されることになつていたので、それまでに何とか措置してほしいとの依頼があつた。

四月十日、G子、母親と三人で婦人少年室を訪れる。相談の結果、ひとまず児童相談所へ託すことにした。

四月十五日、母親が来訪、G子がいなくてさびしいし、親類も連れ戻せといつていたので帰つてほしいと訴えた。しかし、現状では親類

の人も籍を入れるとか、就学させてやるとかはんとくにG子のためになつて助言援助してくれるものは一人もない。G子のためには帰らぬ方が幸福だといつてきかせた。

四月十八日、G子は元気でいるとの手紙を受けとつた。早速母親に告げると、G子がいなくても大分なれたといつてあきらめていた。

四月二十日、上神した際、G子が赤痢になつて入院したと聞き、驚いて見舞に行つた。しかし彼女はほとんど平常と変わりなく大変元気でいたので安心した。

四月二十一日、母親が、G子入院の通知を受けたりあわててやつて来た。こんなことになるのなら、G子を手離さなければよかつたときかんに悔いている。私は病院の施設の完備や、治療の行きとどいていることを説明して帰した。四月二十九日、母親と三人でA市の養護施設へG子をたずねた。以前の性格から想像して、

会ったG子はすっかり快活になつていたのでうれしかった。母親も大変よろこんでいた。ほんとうに社会保障の有難さを知つたようである。現在のG子の境遇を母親は感謝している。

四月三十日、G子は現在A市立小学校に通学し、楽しく勉強している。上神して婦人少年室を訪問、その後の状況をいろいろ報告し、ケース・ワークの終結をよろこんだ。G子の手紙を受けとり、母親はよく私の家へやつて来て、その状況を知らせてくれる。うまくいつてよかつたと思つた。

—— 蔭の協力者 ——

このケースについて、以前地区のある民生委員が「私にいつてくれたら世話してあげますよ。」といつて相談を持ちかけたそうである。しかし、「町の民生委員会等を取りあげられて審議されたのでは、家庭内のいざこざが知れて恥だ、生活保護を受けていないのに何かいつてもはじ

まらない。ただ恥を暴露されるだけで何のトクもない。」とあつさり辞退したといつていた。

今の世の中にはこのような考え方の者が多いのではないかと思われる。「人の生活にお世話いな。」とか「いくら困つていたつて他人のお世話になんかなりませんよ。」等という言葉がよくきかれる。この人たちは自尊心、ある意味では虚栄心が強いのである。強い権限を持ち合せない民間人には誠意と説得以外に何の術もない。

さいわいにして家族から、「真心から私どもの幸福を願つてくださり、努力していただいてうれしい。」と感謝されている。婦人少年室協助力員としては当然のことをしたまでのことである。しかし、不遇な一少女を前途に希望のある明るい世界に引きあげてやることができたよろこびでいっぱいである。人に知れなくとも陰徳を積む歡喜、婦人少年室協助力員の仕事は生甲斐のある仕事である。

一七、中学校夜間学級の生徒

法律は、人間社会の円滑な運行のためにあるものです。すべての人は法律によつて保護されているといつてもいいすぎではありません。

しかし、流動する社会の実相は、ときとして既存の法律をはみだすことによつて存立し得ていることもあります。俗に夜間中学といわれる夜間学級の出現もその一つでしょう。

前号では、長欠就労している児童のことについて述べましたが、その不就学の子どもになんとか義務教育だけでも終えさせてやりたいという気持から、一つの便法として始められたのがこの中学校における夜間の補修授業です。それが「夜間中学」という特別な名でよばれるようになったのです。

昭和二十四年に兵庫県の駒ヶ林中学校に、この種の学級がもうけられたのを初めとして、その後、神奈川県 京都 東京 和歌山 広島 福岡と次第にふえ、昭和二十八年に、労働省が、文部省 厚生省と一緒に調査したときは、七三校生徒数約三、五〇〇人でした。その後は学校数が減つたり、まちまちでしたが、本年七月現在では、約七〇校 生徒数約四、五〇〇人ということです。もともと法律のうえからは公然と認められる制度ではありませんので正確な調査もおこなわれませんし、又、一部の熱心な先生がたの肝入りで自然発生したので予算的にも裏付けが十分になく、専任教師も配置されていないところなどもあつて簡単にできたり、消えたりする一

方、生徒も浮動的なので正確につかむこともむづかしいといえましょう。

夜間学級に通学する生徒が、「なぜ学校にゆけないのか」その理由を大まかにみてみますと、次のようなものです。

- (i) 家庭の貧困のため(七三%)
- (ii) 家庭の無理解のため(九・八%)
- (iii) 昼の学校はきらい(六・三%)
- (iv) その他(一〇・三%)

生徒の答えの中には「政治の貧困のためだ」などと、かなりはげしい言葉づかいをしたものも少なくありません。(文部省調査)

現在の社会事情は、児童生徒の完全就学をはむいくたの問題をはらんでおり、いろいろな施策をもつてしてもなお、多くの長欠、不就学児童を救いきれない実情から、夜間学級が生まれたのでした。

横浜のV中学校には、昭和二十五年から、夜



(学校休みの弟にも教えながら網づくりにはけむ少年)

間学級が設けられました。

この地方は、東京湾を漁場とする漁師町をかかえています。ほとんど二、三人乗りの小舟で操業している小規模な漁港で、ここには中学校を長期間にわたつて欠席し、漁に従事している者が多かつたのです。校長先生はやむを得ず補修授業を開きました。これが夜間中学です。

ここでは、朝五時頃舟を乗り出して、二時間ほど沖へ出たところで作業をはじめます。

子どもは多く中乗りといわれ、大人の漁獲作業の手伝いをしています。獲物は、しゃこ、いか、くるまえびなど東京湾内の小魚です。小さな網でとる簡単なものです。

一日の仕事を終えるのは、午後四時頃ですが、網をたたんで帰つてくるのは七時になります。

とれた品物は、主に東京の料亭へ送られるため、夏期は特に早く操業をくりあげ、市場へは

こびます。浜につくと、子どもたちは食事もとらずに学校へ急ぎます。漁業組合のはからいで、組合会館の二階を教室に開放しています。本校から来る先生は、その時間に子どもたちの来るのを待っています。

生徒数は八名、全部男子でみな漁業に働くものばかりです。この浜には、もうひとつ漁業協同組合があり、そこにも、五、六人の夜間授業をうけている中学生がいます。どちらも中学校の分校となっていますが、実は、先生が出張しておこなっている補修授業なのです。

授業は、七時から九時まで二時間、一年から三年まで一緒に混成授業で、一年は国語、二年は数学、三年は社会科と個人指導に主眼をおいて行われます。なかには、労働のつかれから居眠りをしているのもあり、先生も昼間の生徒と同じような速度で講義をすすめるわけにはいきません。また、一面、理科などで、魚の習性

や海藻の標本など、実地に則した勉強は、子どもも熱心で能率もあがります。

この生徒たちは、土地のものが半数、ほかは親戚、縁故を頼つて他地区や群馬、栃木の農村から働きにきている者で、貧困であるとか、兄弟が多いため、いわゆる「口べらし」的に家庭を離れてきているものです。一応、中学校を卒業するまでは養育してもらう約束ですが、親方の家では、家族同様に扱われ、漁業の技術を身につけて、将来一本立ちになつて働こうとする者がほとんどです。

賃金は、きまつていませんが、毎日、七八十円の湯銭をもらい、月額三、〇〇〇円にはなります。一舟で一日の収獲高は平均二、三〇〇〇円これから諸経費を差引くと実収はきわめて低くなります。

漁業関係の責任者は、先祖からうけつた職場を繁栄させるため子弟の教育には非常に熱心

です。それは、組合事務所を教室に開放したのをみてもうかがえることです。

義務教育課程にある児童を就労させるには、監督官庁、つまり、労働基準監督署の許可が必要であることは前回でものべたところですが、この夜間中学の生徒について、監督署にきいてみますと「許可を受けている者はわずかです。業務の内容も比較的軽易で、児童の健康や福祉にも有害とは思われないので許可しています。学校長も授業（夜間）に間にあえば差支えないといっていますから」と容認していますが、夜間学級の生徒の労働は、時間も長く、業務も軽易だとはいえ、児童自身にとつては問題がないとはいえません。

校長先生も「夜間学級は好ましい姿ではありませんが、現在の段階では、これを援助していくほかに長欠児童の救済法はありません。市も協力援助してくれますが、文部省当局でもなん

とか積極的に対策を講じてほしい」と専任の教師や費用の増額を切に望んでいました。

「いまのところ、夜間中学に行つていると不良化しないですよ」という親たちもいます。

また、東京の市内工業の密集している地区で、夜間学級をもつA中学校の先生は、生徒の性行について「昼間の労働で疲れているのだからこの夜間学級を憩いの場としてきているのもむりからぬことです。学ぶことなど問題にしません。ケンカ、タカリ、カツバライなどの常習者や職場を無断で休む者、少しでも賃金の多いところへと職場をわたり歩く者など不良性をおびた者がいます。初めはらんぼうな子どもばかりで、どうして指導したらよいかとまどつたものです。しかし、昼間の生徒よりたひとつ良い点は、生徒間の親密度がとても強いということです。せめてこのきずなを求めていくより仕方がありません」これは、現状の底をつ

いた見方です。

現在の夜間中学は、あらゆる法律から見捨てられた存在ですが、しかし、実際には存在し、活動しているのです。前述したとおり、婦人少年局で調べたところは、生徒数の三割が十五才未満でした。丁度義務教育期間中にあるこのような長欠就労児は本来なら昼間の中学校に通学できるような措置さるべき人たちであり、この三割にこそ問題があるといえましょう。義務教育の機会を見失つて、十八、九才にもなつて、職業上の必要にせまられ、改めて義務教育を修了したい一心から夜間中学に学ぶ大部分の年少者にはむしろ救いでこそあれ、なくてはならない存在価値もあるというものです。ともあれ、職場をその日の気まぐれで簡単に止め、友だちの手を頼つたり、店先の広告で就職口をさがしたりしている姿は、正常なものではありません。結局、正式な手続きではどこでも雇つてくれない

ので。仕方なく蔭へ蔭へと向つておちてしまうのです。

なかには、事業主が、そつと先生のところへ求人にくるのもあり、「公けにはいえませんが、こんな問題を背負つた子どもを扱つておれば、そのような事業主のところへ児童の就職を依頼せざるをえません」という教師の言には切実なものが感じられます。

法律によつて救えないもの、そしてなお現実に存在し、保護措置を迫られているもの、この夜間中学をどのように明確な線にのせていけるか、法律と社会の実態との間の深いクレパスを埋めることが、近代の英智のなかからどう生れていくか一つの実験でもありましょう。

夜間学級をもつ学校が団結してここ数年来、全国協議大会をもち、この解決にいどんでいますが今年も十月十六・七日に東京でもたれることになっています。

一八、街頭に働くものたち

夜の銀座で、道や店がわからないときは、花売りの子どもにおたずねなさい。コツクリとろなずいて連れていつてくれます。

パラフィン紙にまいた一束百円の花とひきかえですが、親切な子だな、などと甘くみたら大まちがい。鼻の先をピンとはじかれたくらいのは気がします。ついでに「何年生？」ときいて「ごらんなさい。とたんに子どもらしい表情は消えて、こすつからい警戒の目をひかせます。

「おじさん何年生？」ニヤリとうまい笑いでごまかし、逆しゆうしてくる子どももいます。「われわれも手玉にとられますよ」と補導警察官も苦笑しています。生活の智慧、それも、きかない水をもぐりぬけるときの、呼吸をつめる

智慧です。

夜の盛り場に、みじんこのように浮遊する子どもの労働者には、花売りのほかガムなどの菓子売り、新聞売り、靴みがき、歌うたいなどの遊芸人などがあります。

昭和三十二年十二月の東京都内での警察のいっせいの補導では、銀座を最高に、新宿、上野、浅草、池袋という順で総数二〇〇人が補導されています。

その業態は、花売りと菓子売りが各々約五〇人で、他は少数づつですが、遊芸をやるものには必らず大人のヒモがついて歩いています。

この子どもたちは、長欠か、断続してごくまれに登校するだけなので実質的には長欠も同様

というありさまです。

資料は古いものしかありませんが、昭和二十九年文部省の資料をみると、全国で約、二万人の長欠就労児のなかにも、八十八人の遊芸、歌謡を業としているものがみられます。

映画や演劇、テレビ等に出演する児童の場合は、大体、学校にいつており、就業許可も得て、一応形態はあかるみにでているのですが、ここにあげられた八八名は、いわゆる、もぐりで街頭労働している子どもとみなしてよいでしょう。

また、同資料の『物品の販売』というなかにも町の盛り場で働く子どもも含まれていると推察されます。

補導にひつかかつた子どもは、ほとんど毎夜連続して働いているもので、警察では家庭の事情や働いていることを家庭や学校が知つているかどうかをたずね、それぞれに通報して戒告し



(夕刊売りの子供—福井にて)

ますが、複雑な事情が多いので、東京都青少年問題協議会の下部組織である各地区の補導連絡会へ連絡し、その構成メンバーである保護司や児童福祉司、児童委員、警察の少年係によつて必要な保護指導をすることになっています。

このような補導体制が末端の地区までいきわたっているにもかかわらず、前記の人々が常に夜の街にでているということにも限界があるようにおもわれます。

この子どもたちの労働形態から、はつきりとして使用従属関係がつかめることはほとんどないので労働基準法の適用はひじょうに困難です。

それが、明確な措置のできない一つの原因でもあります。

靴みがきの材料や花、菓子などの仕入れや、いわゆるシヨバの割当てなどには、なんらかの大人のボスのさしがねがないとはいえません。そこに支配関係も生じましょう。

しかし、そのつながりはなかなかとらえにくく、それをとことんまでつかもうとするならば、監督官は、新聞記者か警察官のような仕事に専念しなくてはなりませんから今の状態ではできないことです。

一方、家庭経済の苦しまぎれや、それから生じた人間関係のくさから押だされた子どもたちにとつて、仕事や家庭から解放されて必要以上は無頼になつた大人たちのうずまく夜の盛り場は、むしろ、息ぬき金もうけのできる解放地区なのかもしれせん。

こうした原因をせおつて、一度このような異常な空気を吸つた子どもは、子ども自身の質からみても、なかなか、正しいルートにはのつてくれません。

親たちの生活も、法の援助で、一転して安定し、明るくなるということはまずのぞめない現状ですしてみると、ここは、児童福祉法も、生

活保護法も生きない一種の無法の世界といえましょう。十分な裏付けをもたない法律自体が、いかにみじめで無力であるかをしらせます。

このような東京の夜の盛り場ばかりでなく、競輪や競馬が開かれる日には、赤鉛筆とタブロイドの新聞を売る子どもが、ギャンブルに荒れた大人たちを取りまいている光景は、地方でもよくみられます。

徳島の駅頭に群れる夕刊売りには学令にたつしない児童もいます。

これは、親が仕入れてくる新聞の立ち売りをするのですが、幼い子ほど哀れそうにみえて、よく売れるというので親がすすめてだします。

もつとも、この新聞の立ち売りは、今でこそ姿を消しましたが、昭和二四・五年頃は戦災孤児ばかりでなく、生きていくためのかせぎとして学校を放棄した子どもたちが大都市の駅頭に群れをなし目にあまるほどでした。

ともあれ、こうした子どもたちは強制収容でもしないかぎりには、収集のつかない状態で、関係機関でも手のうちようがないといえます。

労働基準法では、その五十六條で、満十五才にみたない児童は、原則として、使用してはならないといっていますが、児童の健康と福祉上有害でなく、また、その労働が軽易なものについては行政官庁の許可を得て、満十二才以上の児童であれば使うことができることになっています。

しかし、その労働時間には、制限があつて、一日の労働時間が、その児童の修学時間を含めて七時間をこしてはなりません。

一日の修学時間が五時間という児童の場合には、働いていい時間は二時間しかないということになります。その時間も、午後十時から午前五時までの間は働かせてはいけません。

福祉に有害という点では労働基準法で制限し

ているほかに児童福祉法の三十四条に、戸毎や道路上で遊芸の演技や、バー等へ立ち入ること、酒席に待する行為、午後十時から午前三時の間に物を売り歩く行為など、こまかな制限があげられています。

したがって、前述したような児童の労働は、どれも、どちらかの法律に直接、あるいは間接にひつかかるといえます。

しかし、このような児童労働の背景に深くメスをいれ悪疾を治療するには、法の裏付けは実に貧弱で、取締りに力をいれても、それだけでは、食物にむらがるハエを追い払うだけの結果しかみられません。そして、この法律の無力をさ知つていながらその法律を扱う立場になつた人々が、同様に、その仕事への情熱を失うことになりはしないかがあやぶまれます。こうして、最も、救いを必要とする人びとが、いつまでもとり残され、社会はその問題になれ、あきらめ

てしまい、それから先は忘れられていきます。

ときどき、幼い子どもが父親を殺したり、子ども集団的に特飲街に売りどばされたという事件が、明るみにでると、日頃、ソツボをむいてきた世論は、鳥の巢をつついたようにわめきたてるのです。評論家という文化人が待つていたように、ご立派な見解をのべ、週刊紙がもうかり、そして、関係機関がやり玉に上がり、日本人という人種がいかに非社会的な人種か、ということ、自分たちのことではないようにやつつけられます。

しかし、舞いあがつた塵のような世論は、いつも、まもなくしずまつていき、かんじんの人びとへは、なんの波紋もとどきません。

つい、こんなことまで考えさせる子どもたちの姿です。

一九、新聞を配る少年たち——その一

「美談」というものは、時折、ものごとの本質をすりかえてみせるおそれがあります。

年少労働の問題は、ことに「美談」とすりかえられやすいようです。「家貧しくして孝子出ず」という思想からは、前向きな何ものも生れてきません。単なる同情心だけです。

同情心というものは、多かれ少なかれ優越感に支えられたものですから、現状を肯定するだけの域からでないことになります。

年少労働者のなかでも、美談扱いされやすいのは新聞配達の少年たちです。この労働は、街頭労働の一つですから、工場内で働く年少者よりも人びとの目につく機会が多く、とりあげやすいのでしよう。

同じ街頭労働でも、街の盛り場で働く児童は、世の中の人びとの「美談」の好みに合わないようです。場所ながらも、大人たちのあまりにもフランクな人間性が、ときとして肩をひそめさせるような光景を描いたり、また、児童の労働の背景が夜間であることや、ボス、ぐれん隊、暴力等の存在を感じさせる暗さ、不健康さなどが、むしろ、被害者である児童を同一視させるせいでしうか。

これに反して、新聞配達のはうは、一般の日常生活に密着して、ありがたがられる労働でもあるせいでしうか、美談扱いにするのに抵抗を感じさせないようです。

しかし、新聞配達の場合にも、相当大きな問

題があります。

昭和三十年に実施した婦人少年局の調査と各都道府県にある婦人少年室の行つた啓発活動などから、その問題点をあげてみましょう。

調査は、東京都内の各種新聞販売店の約一〇%、八二事業場について、児童は、配達している中学生の約五%にあたる六三二名について行つたものです。

なお、この少年たちの学校二三の担当教師等からも意見をききました。

予備知識としてまず次のことは知つていただきたいと思っています。

① 朝夕刊共に配達しているものは調査児童の一七・二%の

朝刊だけのもの 二五・二%
夕刊だけのもの 五七・六%

② 配達部数



(新聞をくばる少年 飯塚市にて)

朝刊か夕刊だけのもの

一〇〇〜二〇〇部のもの約七〇%

朝夕刊共にくばるもの

二〇〇〜三〇〇部のもの 約四〇%

三〇〇〜四〇〇部以上のもの三〇%

このような状況で配達しているわけですが配達方法が大部分、徒歩であることと合わせて、時間の長さ、新聞の重さなどによる疲労が学業に影響しないとはいいきれないのです。

問題をもう少しくわしくあげてみましょう。

(1) 朝が非常に早い。

東京都内では、販売店まで自動車で新聞がはこばれてくるので、地方でみるように、汽車や電車の駅までとりにいく(紙取り)必要はありません。しかし、児童の半数は、午前四時〜四時半までに販売所に集り待っています。午前三時にくるといふものもあります。

労働基準法にいう深夜業禁止の午前五時以降のものは二〇%弱です。冬は、早く来るのが大へんなので、寝るだけは、毎晩、販売所というものもありました。そして、配達者の担当にしたがつて新聞を分ける(紙わけ)広告などの(折り込み)をするなどの仕事は五時以前に行われる場合が、かなりあると思われます。

この年令層の子どもの睡眠時間は、医学的にみて、最少九時間、できれば十〜十一時間は必要です。しかし四時に起きるためには、前日の六時ごろには寝ていなくてはならないでしょうが、そう早くは寝られもしませんし、寝てもいけません。朝刊配達のものについては、睡眠時間八時間にならないものが、六〇%もあります。

朝夕刊配達のもの、これに夕刊配達の疲労が重なり、学習時間もけずられます。

配達に三時間以上を要するものは、三八名ありますが、法定基準の学業時間を含めて七時間

のワクをこえるものです。

(2) 休日が少い

新聞の休刊日以外に休日のあるものは、調査児童中一三名しかありません。工場労働のように、長時間の拘束がなく、使用者の目をはなれている街頭労働という形態からも法への認識がうすいようです。

(3) 賃金について

賃金は、働いた日数が、一カ月二十五日以上の場合をみると、朝刊配達では、一、五〇〇と二、〇〇〇円が約四一%で最も多く、夕刊では一、〇〇〇と一、五〇〇円が、約五五%、朝夕刊両方で、三、〇〇〇円以上が三二%という平均です。

ここで、賃金と関係ある特殊な、二つの問題をあげておきましょう。

一つは、賃金を直接に販売店主からもらわない児童があるということです。これは、通称、

補助員とよばれる販売店に働く青年に雇いあげられている場合のことです。一例をあげると、大学の夜間部に就学している補助員が、朝刊は自分で配るが、夕刊は自分自身が雇った児童にくばらせる、そして、自分の受取る賃金から児童の賃金を支払っているという形のものです。

補助員を使用している販売所は、全体の二四・四%ですが、補助員に使用監督されている児童は、全体の三八・四%あり、そのほとんどは十五才未満の低年齢で占められています。この場合、懸念されるのは中間さく取の有無です。この調査では、明確にはいえませんが、補助員に従属している児童の賃金は、店主に直接雇われているものより平均して、二八一円低くなっていることは明らかです。

これらの児童は、他の児童と同じく販売店に出入りしているので当然店主も知つてゐるはずですが、格別の留意をしていないところをみる

と、その間に経営上のカククリが推察され、また、このような雇用形式の存在自体にも問題があります。工場などの場合には考えられないことですが、年少者を雇用する新聞配達事業に特殊な問題を提供しています。

他の一つは、児童の賃金形態は、歩合給制度によるものが店の約半数を占めていますが、その内容は、配達料のほかに、折込料、拡張料、集金料から週刊誌配達手当まで、店によつて若干のちがいはあつても、およそ、十二の特別料や手当類が設けられています。

その他に成績によつて肌着類から社名入りのジャンパー等まで、ほうびの品物を用意してある店もあります。

その反面には、減給制度も相当にきびしいようです。休めば引かれるのは当然としても、一回五〇〜七〇円減給されるものが、三六%を占め、なかには、一回二〇〇〜三〇〇円と一日の

賃金額以上の減給をする制裁的な扱いをする店もあります。

これは、新聞不着の場合にもみられ、新聞一部について一〇〜三〇円というのが多いのですが、五〇円から一五〇円と文字どおり「泣かせ」る減給もあります。また、新聞をこたわられた場合の減給をきめているところも少数あつて、一軒について、三三〇円が三名、三五〇円が二名、一〇円が二名ありました。

これらの事情を知ると「今朝の新聞入りませんよ」とか「今月からやめるよ」と簡単にいえないような気になります。

歩合給のなかで、このように多種類の手当や減給制度がとられていると、ちよつとしたことで賃金の増減にはげしく影響し、そのために、幼い性状を荒らすような働きにおいやることになります。

いつとき目立つた、他社の新聞をポストから

ぬきとるといふ現象も、その産物です。

働かないものには、支払われないということ
を教えるのも、また、責任感と勤労の尊さを身
をもつて知らせる一つの道かもしれません。し
かし、この年令の学童を育成するためには、学
業のほかに二時間三時間程度の労働しか許さな
いという法の精神からみても、もうすこし、こ
れに合致したシステムで働ける体制が用意され
てよいはずです。

児童は、受取った賃金について文句をいいま
せんし、自分の労働条件について考えるには幼
なすぎます。しかし、ある新聞配達少年ばかり
の座談会で、小学校五年生ともみえない小柄の
少年は、のびあがるようにしてこういいまし
た。

「ボクね、世の中にお金つてものがなくても
くらせるといいと思うんだ」

「それじゃあどうして、いろんなものを買う

んだよ」

「ばかだなあー本だつて何だつて買えやしな
いじゃないか」

あとは少年たちのワイワイというさわぎで、
小さい少年の声は、吹き消されてしまいまし
た。しかし、この言葉は実に多くを語っていま
す。

(4) 災害事故について

調査した 六三二名の児童のうち、災害事故
のあつたものは、一五八名で、二五％を占めて
います。

れいによつて、犬にかまれたものが約半数
で、ころんだ 二二名（約一四％）交通事故一
八名（約一％）などです。

その時刻は、夕刊配達のとぎが多くなつてい
ます。軽い怪我が多いのですが、三八人は休業
しています。

このうち、治療費を自分でだしたものは、五

四名（約四二%）加害者負担が一一第となっており、業務上の災害が多いにもかかわらず、事業主の補償があまりされていないという事実をかたつています。

なお、これは調査にはないことですが、肩から帯でつり、左わきにかかえた、この一定の姿勢でかけあるく毎日の労働が、十二才と十五才（十四才が最も多い）までの幼い骨格になにか影響しないかと気になります。

二〇、新聞を配る少年たち——その二

一昔まえには、婦人や年少者が働くといえ
ば、それは「貧しさ」と直結しているとみられ
ました。それは、また、ごく一部の婦人を除い
ては事実でもありました。

そして、当時、労働者は、そのためにいやし
められていたものです。とくに、婦人も年少者
も「働くこと」が人間生活を営むうえから、あ
たりまえのことだとして、抵抗なく社会に受け
いれられるようになったのは、それを必要とす
る戦後の一般的経済状況や、人間の生き方に對
する考え方の変化から、といえましよう。

こういう労働に對する考え方の変化は、新聞
配達児童の労働について、いささかの問題を提
供しています。

前にのべた労働条件上の問題につづいて、そ
れについてふれてみたいと思います。

① 貧しい家の子供ばかりではない、
まず、その家の生活状態をみますと、七九・
四％は「普通」あるいは「やや貧困」という状
態です。

本当に、貧困家庭とみなされるのは、一九・
三％しかありません。そして、このほとんどは
生活保護法の適用をうけています。

また、家計との関連から就業のの動機をみる
と、

家計補助のため 二六・五％
修学費用支弁のため 二〇％

貯金や小遣いを得るため 五三・五%

(特にカメラや時計を買うため)

この状況から推察するに、七〇%以上の児童は、必ずしも働かなければならないというギリギリのものではありません。

学校教育の内容も複雑になり、また、児童や生徒の生活を彩る物品や催しなども、戦後の大人の生活の多彩なふくれあがりにつれて、共にひろがってきて、児童の欲求も大きく多種多様になりました。そこで、普通の家計のなかでは、子どもの要求に応じきれないし、親たちもまた「こうしてやりたい」願いを果すことに自ら抵抗を感じます。

そういう状態にある多くの家庭では、子どもが「ボク、新聞配達やつて、旅行にいってお金ためるよ」といえば、親たちは、なにか、コンプレックスを感じながら、また、朝早くから働くという不安を感じながら、「まあ、やつてみな



(ふみ切りて待つ新聞配達の学童)

さい、社会勉強にもなるだろうからね」などと許すような許さないような形で許しています。

② 簡単に就業できること——長つづきしないこと。

子どもたちの労働は、わずかの例外を除いては、長つづきしていません。七九%までが一年未満の中で、六ヶ月未満が、五三%あります。したがって、販売店側では、年中、配達児童を募集していなくてはならない状態におかれるのでしよう。「配達員入用」というハリ紙はどこでも目につくことです。

働く動機が、ギリギリけつちやくのところというものが、割に少いということや友だちがしているから、あるいは、さそわれてというものが割に多いため、こうした浮動性がつきものであるということ、これが労働条件を左右する大きな要素ともなっています。

このごろの子どもたちは、なかなか、積極的です。調査にいくと、「おばさん、ボクには何もきかないの」と寄つてきたりします。

子どもは、自分で販売店に頼みに行つたというものも約三〇%ありますが、過半数は配達している友だちが「おじさん、この子も働きたいんだつてさ」と連れていつてくれるのです。こうして簡単に働き始めますので、やめるときも至つて簡単です。やつてみて、案外つらいことに気がそいて、いやになつたり、学校の遠足で、朝早く集合しなければならぬときなど、受持つている朝刊の配達をやつていと遠足に参加できなくなるといので、だまつて休み、さつさと学校の遠足にいつてしまうと、いう無責任な子どもものたまり場となつてゐるからです。

すでに、のべたように、このような児童の労働には、監督署の「使用許可」が必要なのです。

が、それをうけている販売店は八二のうち一三で約一六％しかありませんでした。

出入りが多いというのも、手続をしていない弁解の大半を占めています。要するに、ごく簡単に雇い、働ける状態が、労使双方のなやみであり、問題をかかえさせてもいるのです。

(3) 親たちの考え方

子どもの労働の内容をくわしく知っている親はほとんどないようです。朝が早いとはいえ、日のある町すじをただ走りまわるだけで、ごく簡単な子供らしい労働だと思っているぐらいのものでしょう。

本当に貧しく、一円でも家計にいられてもらいたいという貧困家の児童の場合は、家庭そのものの救済から始めなくてはなりません。しかし、普通とか、やや貧困とかの家庭の場合には（この判断は、担任の先生の話によります）親

の判断や指導によつて、子どもの欲求を整理し、あえて働かなくてもいい結果が得られそうです。子どもの欲求と、親自身のコンプレックス、無関心などから、子どもの労働を見過しているということもあります。

法律が、学童の労働にはらつてゐる、心づかいを、世のすべての親たちに知つてもらい、考へてもらいたいものです。

(4) 学校生活

前でのべましたが、朝刊をくばつてゐる子どもは、四二％余りあり、そのうち、二五％は夕刊もくばつてゐます。その間の時間が勉強にあてられますが、そのような毎日の中でどんな影響があるかをみてみましょう。

児童自身は一見、元氣そうにみえます。幼い子どもほど、「くたびれないよ」と答えます。しかし、全体をとおしてみると、「勉強するの

が大へんだ」「勉強ができない」という子どもは、六三二名中の三〇三名で四八％にあたります。予習や復習の時間がない、ねむい、つかれる、試験のときに困る、などの答えがみられます。

そして、三ヶ月以上就労した四五二名について、担当教師に面接し、調査したところによると「成績」については、多少、影響しているとみられるものは二九五名で、六五・三％で、相当影響を及ぼしているとみられるものも三〇名六・七あります。

その状況は、クラブ活動や、学校やクラスの行事に十分参加できない。教室で眠る。学習態度が、怠惰になる。そして時間中、放心状態のときがある、という状態から落付かず学習に集中しない。学習意欲がなく、学力が低下している、知能に比べて学力が劣っているなどといっています。

「健康」の点から担当教師は次のようにみています。多少影響があると思われるものは、一七八名三九・四％あります。その内容は、つかれやすい、欠席が多くなつた、活動的でなくなり、気力がない。授業中だるそうな様子をしている、睡眠不足がみられるというようなことです。

しかし、身体的には好ましい影響もみられる場合があつて、規則的な運動のために、子供によつては、健康になり身体がびつちりしまつてきた、耐久力ができたというのも五人ありました。この場合は、児童自身の体質や労働条件のバランスがうまくとれているのでしようが、むしろ例外です。

学校側の関心は深いとはいえません。先生といえ、本も読んでいるだろう、だから法律も知っているだろう。子供の健全な育成のためには万事に心を配っているだろうと常識では考え

られるのですが、そう万能に通じているとは限りません。子どもの労働問題にもはつきりした考えをもっているわけではありません。本来なら、子供を守る立場の人として、雇用主や家庭その他関係方面への要求などは、教師こそどんな強い意見でもいつてよい立場にあるといえましょう。私たちは、そういう意見こそ十分ききたいのです。もちろん、熱心な先生も、なかにはいますが、ある中学校では「うちのような有名校にはそんな新聞配達などをしている子どもはおりません」とみえをきる先生もありました。現実には、販売店での調査では、その学校の生徒がいたのですが。

一昨年だと思いますが、朝日新聞の「声」欄に東京都内のある中学校長の投書がのつていました。

それは、自分の学校の生徒には新聞配達を禁止したというのです。理由は、学業への影響で

した。一部には、強すぎる措置だという声もあるかもしれませんが、このくらいの見識を多くの先生がもつてもらいたいものです。

そして、どうしても働かなければならない学童については、どうしてもたらいのカと、声を大にして社会によびかけてもらいたいのです。

状況が複雑だとか簡単にはいかない問題もありましょうが、そういうものに足をとられないでもらいたいものです。それが、もし、理論でしかないといわれたとしても、教師という立場こそ、その理論を社会にかざすものでなくてはならない筈ですから。

二一、子役という名の労働者

飛行機の格納庫のような建物の小さい戸をあけて入ると、中はうすぐらく、足元には、無数の配線がヘビのように、かわいた土の上うねつていて、ウツカリ歩けません。

見あげる天井はるかな足場にも人が動いているらしく、時々、下へ向つてなにかどなつています。いろいろなセットの板や棒が雑念として、いる中に、そこだけ明るく、鉢植えの菊の咲きみだれる物干場を前にした、一つのきれいな二階らしい座敷がつくられています。

映画は「いとほん物語」の一場面、日本髪で、タツブリ美しい京マチ子の愁嘆場のようです。ライトがとりまいています。外からいきなり入ってきた目が、まわりのうす暗さとそこだ

けのライトの強裂さに、ニワカメクラになります。

ひんやりした埃っぽい空気のなかで、石油のあきかんに燃やす火をかこんで出番を待つている人々の中にわりこんであたつてみると、ようやく、なれた眼が、となりにいる顔を発見します。みたような顔です。鶴田浩二です。そして黒つばい着物に、前ダレかけのデッチ風の男の子も小さくみえてきました。

やつと、目的の「子役」をみつけたわけですから。特殊な年少労働者として、最後に、映画などに出演しているこのような児童をあげてみましょう。

戦後、日本映画の発達は、めざましいもので

す。はなやかな舞台にデビューするスターは、若い人々のあこがれの的でもありません。このスターに対して労働者という言葉は一見そぐわないような社会ですが、年少労働の立場からみると、さまざまな問題が提起されます。

労働省婦人少年局では昭和三十一年から三十二年にかけて、東京都と京都市の映画演劇業務に従事する子役について、その実態を調査しました。

まず、採用方法をみると、子役のほとんどは、児童劇団に所属しており、そのあつせんによつて、映画会社に採用されています。

一つの映画の製作がきまると、そのシナリオによつて、役割、性格などを撮影所から劇団に連絡し、劇団では、その注文にあつた児童を選んで紹介します。

また、直接、映画監督が、劇団に出向いていつて、自分のアイデアにあつたものを選定し



(演技する子役たち—東宝映画『小さな王子様』の母さん)

て、採用することもあります。

従つて、出演契約も、児童や親たちは、あまり、はつきり知らず、撮影所と劇団との間できめられてしまうのが大部分です。

契約期間は、普通十日〜一ヶ月ですが、十日前後のものが最も多くなっています。

大人の一流スターのように専属契約を結んでいるものが二名いましたが、大体、一本限りの契約が多いようです。

映画の撮影は、いくつかのこまぎれ場面を組合せていくわけですが、一カット大体二分ぐらいで、児童の場合は、二五カットの三回、約二時間半が一日の労働時間とされています。しかし、手待ちの時間が多く、八時間ぐらい拘束されるのが普通で、監督や主役俳優の都合で、あるいは、天候によつて、撮影時間が変わることがあり、就労時間も、実際には一定しないようです。

出演日は、あらかじめ通知されますが、連絡のつかないときなど、授業中に突然よびだされることもあり、撮影の進行状態によつては、夜一〇時すぎまでかかることもまれにあります。

出演日は、ほとんど修学日ですが、児童は朝から休校して撮影所へ出勤します。

撮影所では、児童の出演だけは一日の分をなるべくまとめてとるように考えていますが、出演者が児童だけのものならともかく、実際には、前述したような事情や、装置、照明の関係などで、出番が連続しないためむづかしいようです。

賃金は、出演料として、出演した作品ごとにきめられ、専属子役には、別に、専属手当が支給されています。一本の出演料の額は、出演期間の長短、内容などによつてちがいますが、大よそ、一カ月未満で最低七千円（六才）最高三万円（十三才）といったところです。

また、五才の児童で、わずか四・五日の出演で一万円のものがあつたりしますから、平均では、一万五千円となりますが、あまり参考にはならないでしょう。

就業の動機は「親がすすめた」「劇団の先生がすすめた」とほとんど他動的なのに反して、

中学生になると、「自分の特技だから」と一応はつきり自分の意志を表明しています。

市川小学校の四年生のA君は、

「僕は、東千代之介が好きです。おばあさんとよく落語をききにいきます。そのとき隣のおちさんに千代之介に会いたいといつたら、児童劇団に入れば会えるよ、といわれたので、ぼくは、こつそり児童劇団にいきました。」と動機を語っていました。

「スーパーマン」「鞍馬天駒」は少年の英雄好みの夢を映画などで実現してくれますが、これを実際に演ずる俳優も亦、英雄視され少年の心をすつかりとらえ、あこがれのまににされるのです。

児童の中には、貧困家庭のものも二、三みられますが、一般に中流以上の恵まれた家庭のものです。

どの親も、子どもの出演には、非常に熱心で

特に、母親がそのようです。児童自身の希望や興味もありましょうが、母親の虚栄心から児童が動かされている場合も少くありません。

内職をしながら、苦しい生計をたてている母親でさえ、子どもの出演料が全く支払わなくとも満足していたり、京都の撮影所では、出演料をもつていくと、大半の親は、子どもを出演させてもらっていることで感激し出演料を受取らないということです。

これが、偽らない親たちの共通した感情のようですが、ここにも問題があります。

業務そのものについては、どの児童も、「面白い」といつています。

セツトやカメラの動き、いろいろなものに扮装できるおもしろさ、そして自ら演技することは、たしかに子どもの世界では、大きな魅力かもしれません。

監督にやり直しを命じられたときは、わずか

しいと思うが、一般に仕事はやさしいといつています。むしろ、子どもの持ち味を生かすだけのことなので、そういうことも肯ずけるのですが、一、二名のものが「つかれる」の答えているほかはみな面白さでつかれを感じないもののようにです。

上映される映画には、教育上、多くの問題をなげているものもありますが、児童の出演するものでは、風紀上どうかと思われるようなセリフ、しぐさ、場面はとくにみられません、それに、演劇とちがつて、シーンがカットされるので撮影の場では、コマギレのため、一つのすじとしての影響はうけないですむという特色もあります。

宣伝効果のための接客や業務外の仕事に子役をつかうというようなことは現在、行われていません。

就業状況は、ロケーションを除いては、出演

日が断続していますから、引続いて学校を休むということはありません。

ただ、撮影が終つてからの病欠欠席が就業前とくらべて目立っていることは考えさせられます。

学業成績は、がいしてよい児童が多く、わりに出演回数が多い子どもでも、それによつて成績が低下するということはないと言任教師はいつています。しかし、予習、復習を怠るようになる児童もあり、もつと勉強に専念すれば、すばらしくのびるだろうと思われる児童が停滞しているという傾向はみられるということです。

児童の出演については、学校長の立場から好ましくないという人もありますが、

- ① 本人の学業 性格等に影響がない
- ② 親があまり熱心である
- ③ 就業を禁止すると生計の問題にかかわる
- ④ 出演児童の多い学校では、これを禁止す

るとPTAの反げが強い。

などの理由から、やむを得ず認めているようです。

子役自身の性行の点では、「不良じみてきた」という担任教師もいましたが、「動作、態度が落付いて大人びるようになった」、「無口な子どもだった」が、積極的に自己の意見をのべるようになった」などの事例をあげていますが、がいに良好です。

子役は万二才未満でも、許されていますから、六才未満の幼児も相当おります。この事業の特殊性からみて当然といえはいえなくはないということですが、もちろん、福祉と健康を害さないことが許可の条件であることはいうまでもありません。世界各国の立法例も、ILOの条約、勧告などにも、子役の就業をみとめているのは、事業の特殊性からきています。

しかし、出演児童の労働が、大衆娯楽と直結

しているだけに甘くみるようなことがあつてはならないことはいうまでもなく、特殊なフンイキにおかれた児童の健康と福祉を守るため保護者も、教師も慎重に見守つてやつてほしいものです。

二二、子役と児童劇団

映画ばかりでなく、ラジオやテレビ演劇ことに軽演劇にも子役はあります。

なかでも最近の傾向から問題視してもらいたいものはラジオやテレビの子役です。

歌舞伎などの子役の場合は、労働問題以前の独特な因襲の社会にあるカラクリの方が、むしろ問題としての大きさがみられますが、テレビやラジオの子役については労働問題として取りあげなければならぬ点が多くあるようです。

この社会では「大衆娯楽」のうしろ立てをもつて商品の一つとして子どもを使いまくっているような感じを与えます。

特に労働時間の点では、深夜もかまわず録音や撮影かやることも少なくないようです。

そして、困ったことには、報道機関に属している子どもの労働については、自分の出る口をいうことになるので、報道されないので。

新聞社は、新聞配達児童の、放送関係は子役の労働問題を取りあげない、そして、両方はお互いに仁義でもあるかのように、書くのを遠慮しているようにみえるのですが、万一そういうことだとすれば、この子どもたちは、「報道」のコンクリート壁の中にとじこめられ、死角におかれている子役たちといえましょう。そのうえに出演を光栄としている親たちが加つては、つつこんだ調査もしにくいことになります。「広報ルート」は、ときにこわい存在ですから。

ことにテレビのタレントは、芝居や映画でか

たにはまつた人より、しろうとで親しみやすい自分たちの身近にいるような感じの人がよいといっているのです、これからも、しろうとの子役などが求められるでしょう。

このような子役の供給源の一つとして、「児童劇団」があります。

児童劇団とは「児童のために」「児童による」演劇で、また「児童の世界を知らせる」のが本来の目的です。

次にのべる婦人少年局の児童劇団の調査は、前回の映画の子役調査に附ずいて行つたものです。

現在、児童劇団の数は、昭和二七年に結成された児童演劇協議会に加盟しているものだけでも、約四〇あつて、加盟していないものを含めると百以上もあると推定されます。

これが、子役と関係深いのは、劇団から、映画や軽演劇に子どもを出演させているところが



(子ども劇団のけいこ場—東宝芸能学校)

あるからです。そのために、存在している劇団すらあります。そして、その際の雇用やあつせん料あるいは、賃金の受授に関して、しやくぜんとしないものがあるからです。

しかし、劇団にはその他いろいろな形態があつて、大別すると次の四つに分けられます。

(1) 児童の演技の教習とその結果、発表の形で劇団公演をして營業的にやつているもの
映画、テレビ、演劇等へ子どもをあつせんすることもある。この種のもは、W劇団のように百名以上の団員をもち四才から十五才までの児童をあつかっています。劇の演技、声楽、バレエ等多くの課目があり、二〇名以上の講師、指導員がいて、けいこ場や教習設備もとのつています。月謝は一、五〇〇円という高額です。そして、半数はけいこし、半数は、中、小学生を対象として公演をするという状態です。

が、それが中心ではなく、経営費の中心は、児童の月謝で団員を多くもつことに重点をおいています。この劇団は、映画等への子どもの出演のあつせんもしていますが、連絡費等を徴収したかどで、かつて関係機関より戒告をうけています。現在は、採用する会社と子供の親と直接契約するようにしており、会社からうける出演料も、直接、本人に支払われるようにしていると責任者はいつています。

しかし、出演の際に、劇団から派けんされる附添人（強制かどうかは問題ですが、この点がつきりしません）に対して支払われる持導料というものがあつて、二、〇〇〇と二、五〇〇円を受けています。子ども一人では出さないということについては、いろいろ理由もつけられます。しかし、それよりも、劇団で養成した子どもという点で、その間に中間さく取を醸成する条件が生れるおそれが多分にあります。

(2) これは、児童劇の公演を目的として、そのために持導や教育をするもの。

従つて、(1)と異なる点は、児童の教科は公演のためで、いわゆる「おけいこ」の要素は、うすいものです。大人の団員も多く、東京百日、地方八十日と一年の半分は公演しています。児童の月謝は、比較的安く、公演の入場料によつて劇団経営をしています。古い大人の団員には、固定があり、出演するものには、手当も支給され、源泉所得税も支払つているので、当然労働者とみなされますが、児童の場合も、一回の公演が二〇日にもなる場合もあり、雇用関係の成立も問題となりましょう。映画等へ児童を出演させるについては、教育映画で、芸術作品、主役という三条件をつけ、義務教育に支障のないことを強調しているので、殆んどでていません。

(3) これは、全く同人組織のもの。

児童劇の好きな大人が、仲間の家へ集つて近くの子どもを集めて、演技の基礎などを教えています。月謝もごく安く、事業としては成立しないものです。年一回ぐらい町内の公民館をかりて、ささやかな公演を行うというものです。しかし、子どもを映画に出していて、その出演料は、劇団の経費にあてています。

(4) 教習内容なども、ととのつておらず、指導員の資格もいかげんなもの。

教習の結果を公演するということではなく、もつぱら、映画、テレビ放送劇などへ子どもをあつせんし、その出演料で劇団を経営し、経営主の生活費にもこれをあてているようです。

この種の劇団の中には、演劇になんの素養もない経営主が、高校生程度の団員を指導員につかい、小、中学生に演劇基礎と称するものを教えています。そして、映画等への子どもの出演

料は、殆んど渡していません。けいこ場も、二坪ほどの居間をあて、設備ありません。そして、テレビ等へ一ヵ月約一三〇本、子ども一人当り月約二〇本の出演というかせがせ方をして、いる劇団もあります。放送劇は、一日五〜六本も録音することもあり、一本あたり二時間かかるとして一日就業することになり、本数が多いときには、土曜日の徹夜吹込みもあるようです。この場合、高校生以上の団員を附添人とし、出演料の約三〇％をその手当とするほか契約した会社（民放は出しません）からも、附添人手当をうけます。出演料は、児童の年令その他の条件によつて異なりますが、一本について、四〇〇〜七〇〇円程度で、附添人手当は一回四五〇円程度です。この種の劇団経営主は、一様に「庶民の家庭の子弟を対象として演劇を通じて精神上の豊かさを与え、行儀を教えるのだ」といいます。月謝も三〇〇円程度、貧困家庭の子

どもには、免除する劇団もあつて、趣旨だけに ついてみればとり得もありましよう。

しかし、その内容、やり方をみると「子役貸し屋」のにおいが強いように思えます。

そして、中間さく取のおそれと児童の深夜及び長時間労働の点で見過しにできないシステムです。

この最後の種類の劇団には特に早急な処置が必要と思われます。



劇団の中にも子どもの福祉を十分考え、労働条件もとのつている経営もありますが、一般的にみて、劇団から映画演劇 テレビ 放送等に、子どもを出演させた場合に予想しなくてはならない問題がいくつかあります。

● その一つは、出演先での子どもの福祉を守る主体を劇団も会社もはつきり知っているかどうかということです。最終的には、出演している

劇場、会社等にあります。しかし、現実には事故が——例えば、現場でのけが、病氣から火事などの災害まで含めて——おきた場合や、また子どもには、過重な労働や疲労がみられる場合もありましょう。その際にほかから出演してきた、いわば、よそのものの子どもの場合にそれが、会社側とおなじみでなければ、なおさら親身にこの子どもを守るといふ点で、安全や衛生上の不安があります。

● 劇団が、子どもをテレビ等へ出演させる場合に義務教育への障害について、どの程度の理解をもち、措置をしているかということも、注目しなくてはなりません。

● 附添人の介在や、出演料の支払いに対して中間さく取や、賃金の間接払いなど、あいまいな点がみられます。

● 子どもを雇用する会社や劇場など、とくにテレビやラジオについては、労働時間の長さや深

夜労働の禁止などが、ルーズにされているおそれがあります。

● このような、子どもの出演については、監督署の使用許可が必要であり、シナリオ台本など添附しなければならないこともありましょう。また、許可については、健康状態も調べ、赤線区域の場面などへの出演は許可していません。芝居では、出演前の総ざらいのときに、出演状況をみて許可の判断をくだすというように、相対の努力をしてこの方面での児童労働の保護につとめているようです。

しかし子どもの才能教育やこの方面での一芸に秀でて名を売り、一と財産つくろうという投機的な考えなど、まじめな考えばかりでなく、ギャンブルの傾向も強い今の社会の親たちを考えると、あいまいな経営をしている劇団への指導や警告に手をつけてもらいたい時にきているとさえ思われます。

二三、明日のために(技能教育)——その一

年少労働者は、中学校を卒業してすぐ職場に入つた少年たちです。彼等はこれから先の長い人生をわたるための準備をすつかりとどのえ終つていくわけではありません。

まだ、社会も、否、自分さえもよくわかつていない人びとです。彼らが、どのように生活をきりひらき、人生を築いていくかということは、これからの問題です。そして、職業人としての人生を考へるときに、彼らのもちうる仕事の能力は、人生の大きなしん盤になるものです。そこで、最後に、職業人としての養成訓練の問題をとりあげてみましょう。

昔から、大工、左官、指物師などという職人には、徒弟制度というものがあり、幼い頃から

その技能養成には特に意を用いてきました。

歴史的にみると、様々な変り方をしてきました。徒弟制度は、手工業の発展のための欠くことのできない組織として、成立し、進展してきましたのですが、江戸時代になつて完成されましたが強い封建的思想が背景となつていたことは否めません。

「右の者今般職業伝習のために当〇年〇月より、来る〇年〇月までの〇ヶ月年期を貴殿方へ弟子奉公にさしだし候処、実証なり。しかる上は、夏冬の御仕着下され候はずに御約定仕候。職業の熟達致し候上は〇ヶ年御礼奉公可致候……」(開化文章大成より)

というような契約を交し、多くは十一才ころ

から十三才位の年令で家をはなれ、徒弟として親方、棟梁のところへ弟子入りしました。

しかし、これも誰にもできたものではなく、職民や犯罪を犯したことがある者はいけないとか、町場以外の場合には、奉公免許状を必要とするなど、きびしい資格条件がつけられていました。当時の技術指導はもちろん、見よう見まねでおぼえなければなりません。

手とり、足とりのこんせつていねいな指導など想像もできなかったようです。親方そのものが、その苦勞に堪えて長年の間に自ら創意工夫をこらして体得した技術ですから、名人、工匠、といわれる人のなした仕事は「細工は粒々仕上げをもらんじ」と自慢するほどで、他人がよいにまねられるものではなかったのです。また、そこに職人のほこりをもつていたといつてもよいでしょう。

紺のハツビに紺の股引、腹かけ、豆しぼりの



(工習の見材)

手拭のねじりはち巻に、道具箱をかついだ姿。
「宵越しのぜにはもたねえ」の心意気で伝統
の技術に生命をかける職人の「きつぷ」は、当
時の芸者の「意気」と共に江戸文化を支える
「いなせ」な華でした。

もともと、徒弟制度は、職人社会の発展のた
めの見習人を養成することであり、一つの教育
制度ですが、これは一面より多くの労働力を供
給するために職人コース以外に雑役仕事のみを
やらせるための徒弟・丁稚を誕生させ年季によ
つて職人の階級制を一層強くするものでした。

「石の上にも三年と申します。石工はいくら
やわらかい石でも三年ぐらいやらなければもの
にできませんよ、みかげ石などの上等ものの細
工なら十年はかかりますネ」とある石屋の主が
いつています。手工芸品など手先を器用につか
つてする仕事には、とくに国宝的な存在の職人
がいます。筆づくりで有名な平安堂（東京九

段）の職人さんの一人は、十五才からこの道に
はいり、以来五〇年に余る年月を筆づくりに捧
げてきました。

「筆づくりの骨子は、命毛いのちのけのすぐりと毛組み
にある。命毛とは、ほの尖端で、書画をもの
するときの最重要部分で、ここによい毛をの
こし、悪い毛をとりさるることによつてその筆
が生きもし、死にもする、毛組みは、文字ど
おり毛を配置し、それを組むことで、これま
た難事中の難事である。細筆、太筆画筆等そ
の用途によつても作り方を変えねばならな
い。まあ一本の筆を満足につくれるようにな
るには十年はかかりますよ。」

と、その苦勞のほどを語っています。

毛組みなどでもこうですから、筆の製法すべ
てに通ずるには、生涯をかけることになりまし
よう。いくら科学が進歩したとはいえ、筆づく
りはまだ当分人手によらねばならないようで

す。毛筆書道が、いささか衰えたとはいつても筆の需要はまださかんです。戦前一億一千万本の生産が、終戦後、三千万本にへりましたが、現在はずでに一億本に復興しています。

一般の筆は需要と供給とほとんどですが、熟達者の作つたものは、やはり、ひつぱりだこの状態です。しかし、この技術の継承という点ではなやんでいます。というのは、筆屋のほとんどが下請家内工業で、以前のように専門店に弟子入りして、みっちり技術を身につけようとする者がいないからです。めしを喰わせるというだけの報酬で働くのですから誰も来手がありません。筆屋の多くは、給料をだして職人を雇うほどのゆとりがないのです。五〇代の職人が中堅で、あとは家族ぐるみの手伝いが主で、ほんとうに次代をつぐ年少者がいないのが実状でしょう。

また、日本古来の伝統的職業に表具屋があり

ます。京都、奈良など上方がさかんで、関東の表具師はよく、修業にでかけたものですが、現在では東京の方が技術は優秀になりました。

この仕事も、かけものや巻物を始めとして唐紙、ふすま、壁貼りと多種類にわたっています。上等な表具になると、やはり、個々の店によつて、特別な伝統があり技術は秘伝となつていきます。なかには、自分の弟子にも教えない親方もありました。「そのため、弟子は大いに泣かされたものです。家庭の雑事から注文、配達一切やらされて、表具の仕方などなかなか教えてくれません。二、三年は何をしていたのかわからずにすみましたよ」と数人の年少者を雇用している表具屋の主人は語っています。そして更に「親方の中には未だにこのような、旧い考えの人が多いのでこまりますネ。若い人がこの道になかなか就職したがらないのも無理がありません。」と、求人難に表具業の前途を憂えてい

ました。

さて、職人の徒弟制度についてあまり好ましくない点ばかりあげてきましたが、よく検討してみると、この制度にも、前時代的ではありませんが、よい点もなかつたわけではありません。徒弟制度によつて、きたえあげられてきた年輩の親方衆は、現代の年少者の生活とくらべて、自分の青年時代を楽しんでいます。銀座のまん中で、江戸時代からデンとした店舗をかまえて、親子の四にわたつて、すし屋をしているある店の主人は「私は、この店の三代目ですが、昔の若い衆は、いせいがよかつたですよ、もつとも戦争などがあつて、気合がかかつていたかもしませんが、今の子どもはどうも、風をひいたわさびみたいでシンがありません、徒弟制度を人はよく悪くいうが、あの方がどの位人間をきたえあげたかしれませんが、今の教育がらがつてきたので働くことも要領よく合理的になり

ました。しかし、精神のもち方ができていないので、同じ仕事をするのにも、熱意がたりません。だから、特に技術的な仕事を修得するには時間がかかつてしまうが、いいですよ。」これは年少者の質にもよりますが、自ら技能をおぼえなければならなかつた時代の教育と現代のそれとは、根本的にことなるものがありましよう。

「めしのにぎり具合や、魚の切り方など、本を読んだり、口でいわれたりしたのでは、形だけはそれとおりでできるかもしれませんが、喰えたものではありませんヨ、やはり自分からおぼえる気になつてやらなければだめです。まぐろの味など、庖丁をいれただけで、これはうまいとかまずいとかがわかるようにならないければ……」

経済力の増大や近代労働観の進歩によつて今の職場からは、徒弟的色彩がダンダンうすれていきつつありますが、職種によつては、ま

だ強く残っています。自分自身徒弟的教育を受けてきた大人たちが肌身についた、昔のやり方をふりきりかねているのです。

よしあしは、むしろこじつけで、一つの習性的なものでしょう。これからの技能教育は、職人のそれのように、ただ、カンのみに頼っていたのではだめです。科学的な技能教育でなければなりません。

しかし、職人のカンというものは一体何でしょう？ 技術の習練 反復、それに人間本来の素質が、総合的に働いているものです。科学的な教育といつても年少者個人の素質に応じた独特の指導が合わせてなされなければなりません。そこに、始めて人間的な職業人としての技能教育が成功するのです。

技術の修得は、一朝にしてできるものではないだけに、早くから年少者を、養成しなければならぬでしょう。

住込みで親方にすべてを任せている現在の実情では、この理想的な教育を望むのは困難かもしれません。

しかし、優秀な技術をもつ職人も、自分らの後継者になやんでいます。このことは、年少者の生涯を左右する問題であり、また、わが国の産業界になげかけられているひとつの大きな問題といえましょう。

二四、明日のために（技能教育）——その二

近代産業社会において、職業入としての人間の成長は単に個人の心掛けさえよければおのずから得られるというものではありません。個人の意志を超えた社会的体制の圧力のもとに、経験の浅い年少労働者はともすればおしつぶされそうになります。

成長過程にある年少労働者はたしかに自らの人間的成長のために勉強しなければならないでしょう。この勉強するということは必ずしも本を読むことではありません。社会を見、人生を考え、まともな人間として生きるために自らの運命の開拓への備えをすることこそ、基本的な勉強といえましょう。職業技術を修得することと相まつて、このような人間的な指導育成がな

されなければ産業人としての完成は全きを期し得ません。

前は、特殊な産業における年少者の技能養成として職人の徒弟制度について歴史的にみてきましたが、今度は現状と将来についてのべましょう。

一般に、雇用主は年少者の将来の運命の開拓に対して、どのように考えているでしょうか、概して無関心なようです。「概して」といつたのは、この問題に関する数値的資料が乏しいからです。一例をあげると、婦人年少局が行った工業部門の調査（年少労働実態調査31年10月）で「公的福祉教育施設を設けるようにしてはどうか」と雇用主に問うたところ、「賛成」が二

割、後の八割が「意見なし」と答えています。特に一〇〇人未満の中小企業は、企業としての自らの必要と採算以上に年少者を扱うことができないかもしれません。

しかしながら、この冷厳な現実の中にも、年少者の人間的成長のための教育活動が全然ないわけではありません。特に大企業における産業形態の近代化を通して生産の場の近代的、社会的な生活が、若い人びとを陶冶する面があらわれてきているのを見逃すことはできません。

国の施策のうえでも、昭和三十三年五月、職業訓練法が施行され、総合的な職業訓練制度が誕生しました。これは従来の職業安定法や、労働基準法によりまちまちな技能教育制度を、一元的な計画のもとに、系統的に一貫して行おうとするものです。国が積極的にこの問題を取りあげたのも、実は技能者の不足が根本的な原因となつています。

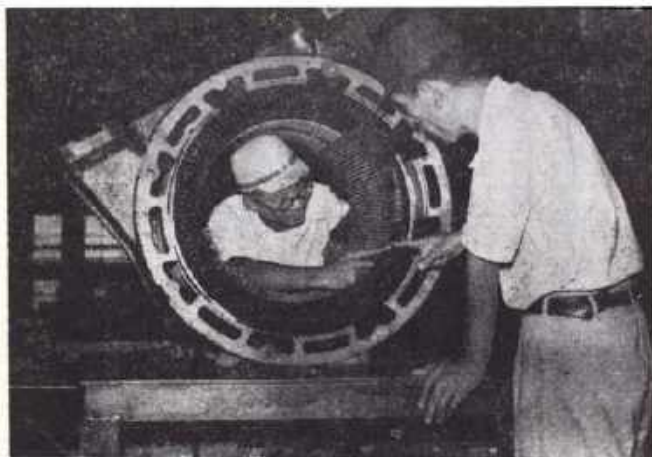
この新しい制度においては、就職前の無技能労働者に対して技能をつける訓練と、就職後の労働者に対して行う技能養成の二つに大別することが出来ます。(もう一つ監督者訓練も含まれますが)

未就業の無技能者というと、新規学校卒業者や、失業中のものが含まれますが、これらの労働者に対しては、職業安定法の「職業補導」の規定によつて設置された施設で技能習得のためいろいろな指導が行われていました。従来の公共職業補導所が一般職業訓練所として発足しました。昭和三十三年度にはこの職業訓練所が全国で二五八カ所あり、夜間訓練所も五九カ所、そこで訓練を受けている訓練生は年間延三万五千人にのぼります。このほか総合職業訓練所は三二カ所、訓練定員は五、八三五人となっており、身体障害者に対する特別な職業訓練所も設けられています。

訓練期間は、なるべく短期間に所定の知識や技能を習得させて早く就職させることが必要であるという見地から、最近における産業界の要求する技能水準とも即応して普通一カ年あるいは六カ月と定められています。

就職後の「技能者養成」については、労働基準法の中に規定されていて、徒弟制度の枠を破り、新しい技能習得を目的として行われていました。したが、それをさらに積極的に前進させたのが、職業訓練法というところの「事業内職業訓練」制度です。

これは、事業主がその雇用する労働者に対して行う職業訓練ですが、事業場が単独で行っているものと、共同で行っているものがあります。昭和三十三年七月現在の状況をみますと、単独で訓練を実施している事業場数が全国で五九五カ所、訓練生数二〇、一七四人、共同のもの、六四七カ所、訓練生数が四一、二一〇人



(先輩指導者から指導を受ける年少者)

となつています。

訓練職種をみると、大工、洋服工、機械工、家具工、建具工、製パン工、洋裁工などが多くその他職業全般にわたつています。訓練期間は一般職業訓練の場合よりやや長く、ほとんど三年となつています。

さて、年少労働者は現在二五二万人いるといわれていますが、ここにあげた訓練過程を経て育成された者が果して何人いるでしょうか。婦人少年局の前記工業部門調査では、訓練実施事業場が一・三・四万、物品販売業調査(33年3月)では四一・三万と施設も乏しく、このほどまとまつた印刷製本業の実態調査(34年4月)では技能養成制度によつて訓練を受けたものは調査対象七二一名中三名にすぎません。多くの年少者は、今も、なお昔のままの「見よう見まね」で仕事を学んでいるのが実状です。

企業体は究極において、利潤を追求する目的

をもつています。したがつて技能者を養成するのも、いかにそのことが企業自身にプラスになつてはねかえつてくるか、ということが問題になります。

このため、技能養成機関を発達させるには、養成工教育のための費用が厳密に計算されるときともに、この養成工が教育されたために向上した生産価値が的確に算定され、具体的に問題を検討し、科学的に分析されなければなりません。

近代産業の基礎とする高度の技術は、近代的な養成機関を必要とします。しかし、そのための活動は意図するしないにかかわらず、生産活動そのものとは別個の力となる性格をもつています。それは次代産業発展の基盤醸成としてのものです。つまり、現代では企業の発展は否応なく一般的産業の土壌と、相關関係にあるということです。技能者の養成も社会全般の協力と資

任においてなされることが時代の要請でもありましよう。

年少労働者の毎日の生活は、彼らの現在と将来の運命を決定しつつあるといえます。というのは、年少労働者が現在の生活において享有している人間形成の機会とその内容とが、近代産業社会における彼らの位置づけをきめてしまふからです。しかも、この位置づけるにあつて、もつとも重要な要因となるのは個々の年少者がもつている生産技術でしょう。いま、技術を個人が身につけている生産技能と、その技能に関連した科学的、社会的な知識、理解とを含む全体としてみるならば、年少者たちがそのような技術のどのようなものを持つてゐるか、どのようなものをその人間形成の過程において獲得していくか、というようなことが、近代産業社会における彼らの運命をきめてしまふのです。

つぎに、学校教育と職業訓練の連携の問題にふれてみましょう。この点も、諸外国の事情と比較するとわが国は決して進んでいるとはいえません。いまの教育制度では、定時制高等学校や通信教育において、年少者には二重の負担がかけられています。ですから場合によつては、学校教育は単なる資格をとるための一手段とされるきらいが往々にしてみられます。

これは産業教育全般から考えて一元化されなければならぬ問題です。新しく望まれる制度には、教科の内容、資格、検定等の問題を一つ一つ検討して、整備する必要があります。また、教育をうける年少者の労力をできるだけ無駄なく能率的に勉学できるようにしてやる工夫も大切です。早急にこのような理想を具体化することは不可能かもしれませんが、関係当局の努力を切望します。

子どもは熱いからだをしています、その生

命力も、中学校を出るころまでは天衣無縫に思うさま燃焼しています。この可能性のかたまりから、引続いて形ある何かを引き出していくには、その後の他の助力が大きな力となります。解くべき課題として与えられている「運命」の荒地を開拓するクワに、当分の間、あなたの手をそえてやつてください。子どもへの愛と責任の実証であり、また、大人たちが「生きている」実証ともなりましょう。

明日の日本のためにも――

附

録

勤労青少年のための福祉施設

さいきん、商店、サービス業等を中心として一般化しつつある週休制の実施と相俟つて、これによつて生ずる従業員、特に勤労青少年の余暇生活の健全な指導については、関係行政機関はもとより商店街、中小企業協同組合等の団体においても各種の企画、対策を講じているところであるが、この余暇善用指導を行うにあたつて、いつも問題となるのは、この種の福祉活動を行うために必要とされる会場その他の施設の確保が困難なことである。

このため、勤労青少年の福祉活動を積極的に行つてゐる中小企業団体では、娯楽室、講習室、図書室等の設備をもつた会館を設置しているものもある。しかし、大方の中小企業団体にあつ

ては、大企業のように立派な福利厚生施設を設けることは不可能に近い。したがつて、いさお関係行政機関による施設の設置促進、及びこれが利用開放が望まれるところである。

官公庁が直接又は間接に設置、運営している福祉施設には、勤労青少年のためのものとしては労働青少年ホームが一例あるみであるが、このほかにも、青少年の社会教育施設としての青年の家及び健全旅行のためのユースホステルがあり、また被保険者の福利厚生のための社会保険施設等もあり、勤労青少年の福祉向上のために有効な利用が望まれるところである。

ここでは、これらの施設の概略を紹介した次第であるが、勤労青少年が個々に施設を利用す

る場合は、その施設の管理上の規則に従わなければならないのはもちろん、中小企業団体等が勤労青少年のために利用しようとする場合は、集団としての秩序を正しく守り、健全な利用を図るため、当該中小企業団体に年少労働者福祉員を置き、集団責任者として指導にあたること
が望まれる。

一、青年の家

共同生活による規律、協同、友愛の精神の

府県名	所在地	定宿員泊	備考
(国立中央) 青年の家	静岡県御殿場市中畑	400	
北海道	幌別町	50	青少年館易宿泊所
岩手	胆沢郡金ヶ崎大字六原	60	
山形	上の山市松原	1	
福島	相馬市原釜字大津	50	
〃	会津若松市	50	会津若松市少年の家

養成、野外活動による体力の向上、職業技術教育に関する実験実習を行う等によつて、青少年の健全な育成をはかるための施設である。
使用料

府県によつて必ずしも一定しないが、一泊五〇円ないし一五〇円程度である。

利用方法

団体的利用を原則としている。

(147) 勤労青少年のための福祉施設

岐阜 岐阜市	石川 金沢市倭町	" 富山市五福	富山 井波町	新潟 新潟市白山浦	" 足柄上郡南足柄町大字猿山	" 西秦野町	神奈川 横浜市	東京 八王子市打越町	群馬 高崎市高松町	栃木 那須郡那須町	" 大子町	茨城 水戸市木の折町	福島 福島市士湯温泉町
130			20			100	100	70		50	80		
恵雲荘			閑乗寺荘			西秦野町青少年会館	三ツ沢青少年の家				奥久慈青少年の家		

府県名	所在地	定宿員泊	備考
岐阜	岐阜市長良	1	
福井	福井市松本下町	50	
静岡	御殿場市	60	市立青少年会館
愛知	蒲郡市	64	青少年の家
〃	岡崎市美合町字並松	54	
滋賀	栗田郡瀬田町	1	
大 阪	二色の浜	350	二色の浜海の家青少年宿泊所
〃	高槻市	20	少年の家
兵 庫	加古川市	50	青少年の家
〃	神戸市	60	神戸再度山青少年の家
〃	加東郡社町	1	
三 重	鈴鹿市岸岡町	50	
奈 良	奈良市	50	青少年会館

(149) 勤労青少年のための福祉施設

福 岡	愛 媛	〃	香 川	徳 島	〃	〃	〃	山 口	〃	岡 山	〃	島 根	和 歌 山
行橋市大字今井	〃 松山市堀江町	〃 高松市屋島	屋島	徳島市大海子海岸	大島郡大島町	〃 藤毛町	秋吉台	〃 鹿毛郡大和村	〃 笠岡市横島	玉野市	〃 松江市轟町	八川村	串本町
50		1	120		144	40	24	1	1	40	64	48	75
			屋島ユースホステル			八代青少年修練所	秋吉台青少年宿泊訓練所			青少年宿泊所		三井野原青少年宿	青少和宿泊訓練所

府県名	所在地	宿泊定数	備考
福岡	八幡市	74	八幡青少年野官訓練所
"	志賀島町	77	青少年海洋訓練所
"	宮田町	60	筑豊青少年野官訓練所
"	築上郡大平村	1	
長崎	加津佐町	150	
熊本	熊本市	24	少年の家
宮崎	高鍋町大字持田	50	
鹿児島	高城村	20	青少年会館
"	姶良郡牧園町	50	

(註) 備考欄に名称のないものは「青年の家」とよぶ。宿泊定員が空欄となつてゐるものは不明のためであるが、概ね五〇名ないし一〇〇名位である。

二、ユース・ホステル

青少年が田園山野に対する理解を深め、健

全な旅行活動を行うため設けられた施設である。

料 利
金 用

暖房料	集会室使用料	スリーピングシート使用料	自炊料	食事料	宿泊料
一泊	一日	一回	一回	朝夕食	一泊
六〇円	二〇円	五〇円	二〇円	一〇〇円 一五〇円	一〇〇円
宿泊者を除く					

利用者の心得

利用券及び身分証明書を携えること。

ホステルには午後八時までに到着する、午前十時から午後三時までの間はホステルに留まらない。外出の門限は午後九時、消灯は午後十時となっている。

利用申込

食事は自炊で後片づけは利用者が行う。寝室、食堂の清掃整頓も利用者が行う。禁酒のほか、喫煙は集会室以外ではしないこと。

往復ハガキで直接ホステルに申込むこと。

名	称	所	在	地	収容人員
日光ユース・ホステル	日光ユース・ホステル	長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢字北吉ヶ沢			50
日光ユース・ホステル	日光ユース・ホステル	日光市所野一四六九			50

名	称	所	在	地	収容人員
富士西湖	ユース・ホステル	山梨県南都留郡足和田村根場			50
犬山	ユース・ホステル	大山市犬山自然公園内			98
御在所	ユース・ホステル	三重県三重郡菰野町御在所山			50
秦多野	ユース・ホステル	京都市右京区太秦中山町二九			100
大阪府服部緑地	ユース・ホステル	豊中市服部緑地公園内			148
那智	ユース・ホステル	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町浜の宮			50
十和田	ユース・ホステル	秋田県鹿角郡小坂町七滝			54
南蔵王	ユース・ホステル	宮城県刈田郡七ヶ宿町			50
榛名	ユース・ホステル	群馬県群馬郡榛名町大字榛名山			52
二瀬	ユース・ホステル	埼玉県秩父郡大滝村麻生峰			50
伊東	ユース・ホステル	伊東市川奈区小室山			100
芦屋	ユース・ホステル	芦屋市芦屋奥池			52
鷺羽山	ユース・ホステル	岡山県児島市鷺羽山			50

三、労働青少年ホーム

労働青少年が休日等の余暇を健全な娯楽レクリエーションによつて過し、併せて教養、生活相談の場とするために設けられた施設である。

使用料

労働青少年が利用する場合は原則として無料である。

設置状況

現在、名古屋市西区天神山町一の七に一カ所であるが増設の見込みである。

小豆島	ユース・ホステル	香川県小豆郡土庄町池田町	52
広島市神田山	ユース・ホステル	広島市平田町神田山	54
下関市火の山	ユース・ホステル	下関市塩ノ浦火の山	52

四、健康保険保養所

施設の内容は、講堂、会議室、講習室、図書室、娯楽室、相談室、休養室等である。健康保険の保養所は、被保険者の健康の保持増進のため設けられた施設である。

使用料

健康保険組合以外の被保険者が利用する場合は一人一泊二日(三食以内)で一八〇円。それ以外の者が利用する場合は、入所費として一五〇円、及び都道府県知事が保養所の経営に必要と認める額が加算される。

利用申込

直接保養所又は社会保険出張所に申込む。

府県名	保養所名称	定員	所在地
北海道	健康保険登別保養所	15	幌別郡幌別村登幌別子宝温泉
"	" 定山溪保養所	20	札幌郡豊平町定山溪三区
青森	健康保険保養所昭和寮	15	東津軽郡野内村浅虫
岩手	健康保険繋保養所	20	盛岡市大字繋
宮城	" 秋保養所	20	名取郡秋保村湯元
秋田	" 十和田保養所	15	鹿角郡小坂町大字定出
"	健康保険保養所島海荘	20	由利郡象潟町冠名
山形	健康保険東根温泉保養所	15	北村山郡東根町大字東根
"	蔵王健康保険保養所	15	山形市大字上宝沢
福島	健康保険岳保養所	20	安達郡二本松町大字永田
茨城	健康保険保養所稻荘	20	東茨城郡大洗町祝町

新	〃	〃	神奈川	〃	〃	〃	東京	〃	千葉	埼玉	群馬	〃	栃木
潟													
瀬波健康保険倶楽部	仙石原保養所清観荘	〃 鎌倉保養所	健康保険潟河原保養所	〃 強羅白猿荘	〃 二子玉川園	〃 向山荘	社会保険保養所西山荘	〃 富津汐見荘	〃 稲毛保険荘	健康保険長瀬保養所三峰荘	赤城健康保険保養所白樺の家	健康保険保養所健光荘	〃 〃 清景荘
20	15	15	15	15	15	20	20	25	15	20	15	15	25
村上市瀬波町	足柄郡箱根町仙石原	鎌倉市乱橋材木屋	足柄下郡潟河原町宮上	神奈川県足柄下郡宮城野村	世田谷区鎌田町	〃 伊豆向山	熱海市熱海字立石	君津郡富津町西下州原	千葉県稲毛町	秩父郡野上町大字長瀬	勢多郡富士見村赤城	日光市湯元	塩谷郡塩原町古町

府 県 名	保 養 所 名 称	定 員	所 在 地
新 潟	赤倉健康保険倶楽部	15	中頸城郡関山村大字関山
"	健康保険保養所湯元荘	10	南魚沼郡湯沢町中湯沢
富 山	八ヶ山荘	20	婦負郡呉羽町針原
石 川	錦海荘	20	七尾市和倉町夕の部
福 井	福寿荘	15	坂井郡芦原町舟津市二八ノ三六
山 梨	健康保険保養所芙蓉倶楽部	15	西八代郡下郡町下部
"	山の家富士荘	20	南都留郡中野村旭丘
長 野	健康保険上諏訪荘	20	諏訪市大字上諏訪
"	健康保険保養所上高地山の家	20	南安曇郡南安曇村上高地
"	おたに荘	15	下高井郡山の内町湯田中
岐 阜	稲葉荘	20	岐阜市中新町
静 岡	伊豆天城荘	15	田方郡修善寺町熊坂
"	浜名湖荘	15	浜名郡舞坂町弁天島

(157) 勤労青少年のための福祉施設

鳥取	和歌山	奈良	"	兵庫	"	"	大阪	"	京都	滋賀	三重	"	愛知
"	"	"	"	健康保険保養所月見荘	健康保険星ヶ丘保養所	"	"	"	健康保険保養所山端養	健康保険雄琴保養所麗湖荘	健康保険保養所湯の山荘	"	"
いなば荘	琴の浦荘	飛火野荘	甲山荘		志摩荘	長堀寮	東山荘				高蔵荘	美登荘	
20	15	25	20	20	10	15	15	10	30	30	15	15	15
鳥取市吉岡温泉町	和歌山市毛見	奈良市高畑町裏大通	西宮市甲陽園日の出町	神戸市須磨区行幸町	枚方市中宮星ヶ丘	三重県志摩郡阿児町	南区塩町	東山区松原通広道東入清水四丁目	左京町松ヶ崎井手ヶ鼻町	大津市雄琴苗圃村	菰野町大字菰野	東春日井郡高蔵寺町	蒲郡市三谷町

府 県 名	保 養 所 名 称	定 員	所 在 地
島 取	健康保健保養所皆生愛泉園	15	米子市皆生
島 根	" 秋鹿荘	20	八束郡秋鹿村
岡 山	健康保険保養所岡山寮	15	岡山市津島
広 島	健康保険宮島保養所	25	佐伯郡宮島町字大西
山 口	健康保険保養所湯田源泉荘	10	山口市湯田元町一丁目
徳 島	" 芳南寮	15	徳島市かちどき橋二丁目
香 川	健康保険翠林保養所	15	高松市核町田中
愛 媛	健康保険信養所金亀荘	20	松山市昭和町一二
"	健康保険面河山荘	15	上浮穴郡面河村面河山
高 知	健康保険保養所南風荘	15	高知市築屋敷
福 岡	健康保険大濠保養所	35	福岡市新大工町
佐 賀	健康保険保養所宮崎荘	20	藤津郡鶴野町
長 崎	健康保険小浜保養所	10	南高木郡小浜町

長崎	健康保険保養所雲仙荘	20	南高来郡小浜町雲仙
熊本	健康保険阿蘇保養所	20	阿蘇郡小国町伏立
〃	健康保険組合支部保養所りんどう荘	10	阿蘇郡阿蘇町内牧
大分	健康保険別府保養所	15	別府市朝見区
宮崎	健康保険保養所橋荘	15	宮崎市鶴之島町
鹿児島	健康保険指宿保養所	20	指宿市一二町南摺ヶ浜

五、国民宿舎

国民宿舎は温泉の公共的な利用を図るため、厚生大臣が指定した国民保養温泉地域に

厚生年金保険の積立金の還元融資によつて設置された施設である。
利用申込 直接申込む。

府県名	事業主体	設置場所及び施設名	収容人員	宿泊料金	備考
鳥取	鳥取県	東伯郡東郷町大字引地 水明荘	一般 二〇〇	五〇〇	東郷町営 県立公園東郷湖畔
鳥取	米子市	西伯郡大山町大山 ぶな林	五〇	四五〇	米子市営 大山国立公園内大山寺

北海道	岡山	岡山	三重	長野	山梨	富山	福島	長野	広島
大滝村	玉野市	湯原町	阿児町	丸子町	山梨県	富山県	二本松市	厚生連	広島県
有珠郡大滝村 水口口口口	玉野市 野庄	真庭郡湯原町 桃津庄	阿児町 賢島口口口	小県郡丸子町 鹿月庄	西八代郡上九一色村本栖 本栖口口口	中新川郡立山町西崎寺 山崎庄	安達郡二本松市岳温泉 しやくなげ庄	小県郡丸子町 鹿教湯温泉療養所	佐伯郡湯来町多田 大峰關
八四	一〇〇	五〇	一〇〇	四六	一四〇	二七四	一二〇	二七	七〇
五五〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	自炊二五〇 四五〇	五〇〇	五〇〇	四五〇	五〇〇	自炊二五〇 五〇〇
大滝村營 北湯沢保養温泉	玉野市營 瀬戸内海国立公園	湯原町營 湯原保養温泉	阿児町營 伊勢志摩国立公園	丸子町營 内村保養温泉	山梨県營 富士箱根伊豆国立公園	富山県營 中部山岳国立公園	二本松市營 岳保養温泉	厚生連營 内村保養温泉	湯来町營 湯来保養温泉

六、体育施設（厚生年金保険積立金の還元融資によるもの）

厚生年金保険の被保険者のために設けられた厚生施設にはこのほか、厚生会館、保養施設があるが、厚生会館は目下大阪に建設中のものが一例あるだけであり、保養施設については国民宿舎として紹介したので、ここでは

北海道	幌別町	幌別郡幌別町	六〇	建設中 カルルス保養温泉
広島	福山市	福山市	五四	建設中 瀬戸内海国立公園
長崎	長崎県	南高来郡小浜町	二九	建設中 雲仙矢草国立公園
長野	若穂町	若穂町 保科温泉 国民宿舎	一三五 五〇〇	保科温泉
福島	内郷市	内郷市		

体育施設を紹介する。
使用料

一定していないが低廉に定められており、被保険者とそれ以外の者と区別している。

所在地

新潟市（体育館） 一、八一二坪

福井市(体育館) 一、五〇〇坪

姫路市(野球場)

豊岡市(体育館) 七二五坪

鳥取市() 八一二坪

田川市() 五〇九坪

七、労働会館

労働会館は、労働者の福祉向上のために都道府県等が設置している施設である。

設置状況

昭和三〇年度現在の資料によれば地方庁の経営するものは一〇一カ所となっており、特に京浜、中京、京阪神、北九州等の工業地帯に集中している。

使用料

使用料は一定していないが、施設の設置目的からいつて、労働者が利用する場合はその他の者が利用する場合に比して低廉となつてゐるのが一般である。

諸備状況

概ね会議室、図書室、相談室等を備え、その他では娯楽室、診療所、宿泊室、浴室、料理講習室等各種にわたつてゐる。最近では、週休制の実施等と相俟つて休日に開放利用に供しているものもみられる。

八、公民館

公民館は、市町村等が住民のために、實際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養向上、体力の増進、情操の純化を図り生活文化の振興に寄与するために設ける施設である。

設置状況

昭和三三年度現在で全国の公民館数は、本館八、〇九九、分館二六、五五一で市町村の普及率は約九割となつてゐるが独立施設となつてゐるものは少く、公民館としての機能が必ずしも充分でないものもある。

公民館の事業

公民館では青年学級、定期講座、討論会、講習会、実習会、体育、レクリエーションの集い等の実施、並びに図書・記録・資料等を備え、その利用を図っているが、最近では青少年教育、産業技術教育に重点が置かれるようになった。

九、図書館

全国の図書館数は昭和三三年度の資料によれば、本館六六六、分館九四となっており、勤労青少年のためには青年学級等の学級や講座と結びついた図書館活動が各地でみられるようになつてゐる。一方読書に恵まれない地域の勤労青少年のためには青少年巡回文庫もようやく軌道にのりつつある。

無 検 印

刷者承認

年少労働の問題を探る

昭和三十四年十月五日 印刷
昭和三十四年十月十日 発行

定価二〇〇円

編者 労働省婦人少年局
発行所 婦人少年協会
印刷所 株式会社磯崎印刷所

元 労働問題調査会
発 売

東京都世田谷区池尻二〇〇番地
電話 〇六八七三番
電話 〇三九七四番

婦人少年協會